

令和元年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

令和元年9月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和元年9月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 3号 平成30年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成30年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 5号 平成30年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第45号 平成30年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第47号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第49号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第50号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第51号 玉村町保育認定基準を定める条例及び玉村町保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第52号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第53号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について
- 日程第28 議案第54号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第55号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第56号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第57号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第58号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第59号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第35 議案第61号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について
- 日程第36 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 日程第37 議案第63号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第38 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第39 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。

令和元年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和元年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき平成30年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。平成30年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。また、新規条例や条例の改正、令和元年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番三友美恵子議員、9番浅見武志議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月27日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。令和元年玉村町議会第3回定例会の議会運営委員長報告をいたします。

令和元年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月27日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月13日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成30年度決算に関する報告5件及び認定8件並びに条例の新規制定や一部改正、令和元年度補正予算に関する議案等20件の計33議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

続いて、町長より報告第3号から報告第5号までの3件についての一括報告があります。

次に、認定第1号から認定第8号までの8案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

続いて、報告第6号及び報告第7号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。

次に、議案第45号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第46号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

その後、議案第47号から議案第54号までについて、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第55号から議案第59号までの5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第60号から議案第63号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第2号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は休会といたします。

日程4日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程8日目及び日程9日目は、決算特別委員会を開催します。

日程10日目は、事務整理のため休会とします。

日程11日目は、最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第46号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの8議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行います。

最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和元年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月13日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月13日までの11日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時ですが、令和元年8月6日火曜日、午後2時から午後3時30分。

場所ですが、前橋市役所、前橋市大手町2丁目12番1号。

視察内容、第7次前橋市総合計画の策定について。

出席者ですが、私委員長ほか全員の委員と高橋議長でございます。

随行者、田村事務局長、岡部係長。中野企画課長、中野企画政策係長、臼井係長代理、村田主査でございます。

対応者ですが、前橋市政策推進課係長、萩原氏、主任の樋口氏、議会事務局主査の佐藤氏でした。

調査経緯ですが、第7次前橋市総合計画、2018年から2027年度でございます。これからのまちづくりの羅針盤、総合計画。少子高齢化が進むとともに、これまで経験したことのない人口減少が目前に迫っており、低成長時代を前提とした自治体経営が求められている。このような厳しい時代の中、市民がまちに愛着や誇りを持ち、多様な価値観のもと、それぞれの自己実現が図られ、つながり合うことを目指して、前橋らしさを発揮しながら持続可能なまちづくりを進めることが大切である。その実現に向けた方向性を示す羅針盤を地域全体で共有することを目的に、第7次総合計画を策定したということであります。

2番目としまして、第7次前橋市総合計画は、わかりやすく実効性のある計画とした。第6次総合計画は基本理念、基本計画、実施計画の3層構造で政策体系が複雑で、また各分野の事業を網羅的に位置づけていたことにより、限られた資源の中、めり張りのある組織展開が難しいといった課題が生じていた。このため第7次総合計画では、長期的な観点に立って、地域全体で共有していく基本理念や目指すべきまちのあり方を示す基本構想と、中長期的に推進する重点テーマや、施策を示す推進計画の2層構造とし、わかりやすく、実効性のある計画を目指した。また、推進計画は、社会の変化やPDCAサイクルによる短中期的な見直しが必要になることから、三、四年で見直しを行う。第6次総合計画と第7次総合計画の変わったところは、大きく3層から2層にした部分で、下記の図のとおりであります。

基本構想といたしまして、ビジョン「基本理念」、地域全体が共有するもの「めぶく。～良いものが育つまち」。将来都市像、目指すまちの姿。新しい価値の創造都市・前橋。市民一人一人が個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち。これらのまちづくりを進めるキーワードは「地域経営」。

次に、行動指針といたしまして、さまざまな人たちが連携し、課題解決や目標達成に向けて取り組

みを進めるためには、何を基準に、何をよりどころに行動していくかが大切であり、3つ姿勢を行動指針として位置づけた。1つとして、認め合い、支え合う。2つ目、つながり、創造する。3つ目、未来への責任を持つ。まちづくりの柱といたしまして、6つ挙げてありますが、次の推進計画とリンクしていますので、あわせてお話をいたします。

教育・人づくりですが、これは人を育むまちづくりということで、ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むことにあらゆる世代がともに学び、支え合えるまちを目指す。

次ですが、結婚・出産・子育て、希望をかなえるまちづくり。結婚や出産の希望がかなえられ、子育てを楽しむことができるまちを目指す。

次です、健康・福祉、生涯活躍のまちづくり。充実した医療福祉環境のもと、生涯を通じた心や体の健康づくりを推進するとともに、誰もが自分らしく生きがいを持ち、ともに支え合いながら活躍できるまちを目指す。

次、産業振興といたしまして、活気あふれるまちづくり。既にある仕事の魅力を高めるとともに新たな仕事を創出し、市民それぞれが個性を生かし、活躍のできるビジネスチャンスにあふれたまちを目指す。

次ですが、シティープロモーション、魅力あるまちづくり。地域の魅力を創造、発信し、誰もが訪れ、住み続けたいくなるまちを目指す。

最後であります、都市基盤、持続可能なまちづくりということで、人口減少、少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で安心して暮らせるまちを目指すということでもあります。

最後ですが、5番目、総合計画の策定ですが、平成28年8月に市民アンケートを15歳以上の市民5,000人に実施したのを初めに、平成29年12月の定例会において総合計画を審議したと、そういう経緯でございます。

6番目ですが、総合計画の進行管理。趣旨、目的、評価方法、評価対象については記載したとおりであります、それを図示したのが下の図のとおりでございます。評価項目、第6次総合計画では、成果指標の実績値を中心の評価となっていたが、第7次総合計画では成果指標の実績値と、重点事業の取り組み状況、地域経営の3項目で評価、検証を行う。

評価体制。進行管理は、県都まえばし創生本部のもとで実施する。第6次総合計画は、庁内組織による進行管理のみだったが、第7次総合計画は有識者会議の場を活用した進行管理とし、評価の公平性、客観性を確保する。それを下記のように図で示したものでございます。

考察といたしまして、第7次前橋市総合計画は、平成28年8月の市民アンケートから始まり、平成29年12月の第4回定例会で議決され、2018年度、平成30年度から実施されているものであった。総合計画作成に当たっては、今の社会の状況の把握から始まり、地域全体で共有する基本理念を掲げ、将来の都市像を示し、まちづくりを進めるキーワードを地域経営として、まちづくりのた

めの6つの柱を設け、推進計画をつくり、取り組んでいた。

また、第6次総合計画では、3層構造になっていたものを、基本構想と推進計画の2層構造とし、わかりやすく、実効性のある計画にした。計画作成に当たっては、コンサルタント主導でなく、市民アンケート、職員ワークショップ、市民ワークショップを取り入れ、市と住民が作り上げていたことが印象的であった。また、総合計画の評価については、従来市内組織による進行管理のみであったものを、第三者、有識者の視点を取り入れ、評価の公平性、客観性を確保することを目指した。

前橋市の総合計画の調査で感じたことは、自分たちで努力して作成することであった。玉村町の第6次総合計画の作成はこれから始まりますが、町職員と住民、そして議会が玉村町の将来像を話し合い、描き、住民福祉に結びつく実効性のある計画を立てることを期待いたします。

以上で事務調査報告を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） おはようございます。ただいまより民生文教常任委員会所管によります事務調査の報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和元年8月9日、午後2時から午後3時30分。

視察場所、太田市役所、太田市浜町2番35号。

調査事項につきましては、外国人児童生徒教育についてということであります。

出席委員につきましては、私以下各委員並びに議長に随行をいただきました。

随行者につきましては田村局長、そして今回は学校教育課長、そしてまた教科指導係長に随行をいただいたところであります。

対応者は、太田市議会、久保田俊氏、以下議会事務局、あるいは議会総務課総務係等、皆さんに対応いただきました。

まず、調査経過であります。太田市の現状について。太田市は、ご案内のとおり、自動車産業を中心に多数の外国人労働者に支えられている市であり、2019年4月末現在の外国人登録者数は1万1,256人となっている。また、外国人小中学生は667人であり、このうち日本語指導が必要な児童生徒は432人となっている。国別の児童生徒在籍者数は以下のとおりであり、現在26カ国の児童生徒が在籍をしております。母国、あるいは経年の増加数等については下の図をごらんいただきたいと。

現在の取り組みの様子でありますけれども、ブロック別集中校システムの実施ということでやっております。太田市では、定住化に向けた外国人の子供たちへの新しい教育制度の確立のため、ブロッ

ク別集中校システムを実施している。太田市内を8つのブロックに分け、各ブロックの数校を集中校とする。本年度は、小学校10校、中学校5校を集中校としている。集中校には、国際教室が設置され、国際教室担当教員、バイリンガル教員、日本語指導助手の、この3者が協力をして指導している。ブロック内の小学校であれば指定校変更できるが、登下校は保護者の責任において行う。その他小学校7校、中学校3校を訪問校とし、日本語指導助手による巡回指導も実施している。

バイリンガル教員、あるいは日本語指導助手等についての注釈はありますが、これはごらんいただきたいと思います。

次に、2のプレクラスにおける初期集中指導ということでもあります。日本の学校に編入する外国人の子供たちへの初期の集中的な指導を行う教室として、国、県の補助を受け、太田市が平成20年より開設。初めて日本の小中学校へ就学する市在住の外国人児童生徒を対象に、日本の学校への適応を図るために必要な指導援助を行う。通室者は累計316名で、昨年度は年間46名の児童生徒が通室。指導内容につきましては、日本語初期指導、学校への適応指導、教科の指導、児童生徒と保護者へのオリエンテーリング。通室期間、授業時間は40日間、授業は平日午前中3時間。指導者につきましては、日本人のアドバイザーが1名、ポルトガル語担当が2名、スペイン語が1名、タガログ語が1名というふうになっております。場所、通学方法については、太田市役所内、あるいは保護者の送迎ということでもあります。

3、国際教室におけるきめ細かな指導。外国人児童生徒が教室での生活、学習に適応するために必要な指導援助を行う。国際教室は、外国籍の子供にとって安心できる場所ではあるが、なるべく短い期間で教室へ行けるよう支援を行う。生活言語能力、学習言語能力の指導と支援。国際教室では、国語、算数を中心に学ぶ。実技教科や給食は各教室で。学級担任との連携、他の教職員との情報を共有しているということでもあります。国際教室で行った学習内容を1時間ごとに記載し、担任へ報告。家庭との連携、学校と日本人保護者との関係づくり。学級通信の翻訳や家庭訪問の通訳、学習状況の報告など。外部機関、地域との連携、学校間の連携。

4、その他の取り組みではありますが、これはちょっと参照をいただきたいと思います。また、下の図とともにイメージ図ありますので、見ていただければというふうに思います。

成果と課題。成果、プレスクール、国際教室、普通教室の連携により、情報を共有しながら継続的に一貫した指導ができる。バイリンガル教員や日本語指導助手による、母語と日本語による指導によって、気持ちの安定、基礎学力の向上が図れる。高校進学率が一般の生徒と同じ割合まで上がった。日本人児童生徒も異文化を受け入れ、国際感覚が身につけているなど。

課題ですが、多国籍化、多言語化に対応できるバイリンガル教員、日本語指導助手等の人材が不足している。英語で何とかつなげる場合もあるが、詳細や機微が伝わらないため、意思の疎通が図れない。言葉が理解できないだけなのか、特別支援が必要なのか、判断が難しいなど、こうした課題があるところでもあります。

考察であります。近年少子化や高齢化などに伴う人手不足とともに、外国人労働者の受け入れ態勢の緩和もあり、日本に住む外国人は増加している。玉村町においても、外国人登録者が1,100人に迫るなど急増の傾向を示し、定住化が進む中で、外国人児童生徒数も増加傾向にある。現在町内の小中学校に在籍する外国人児童生徒は55人であり、その対応に苦慮している状況が見られることから、先進地である太田市を視察した。

太田市では、平成2年度より外国人児童生徒の学習、学校生活適応支援のため、ポルトガル語等の通訳を配置するなど、子弟教育に取り組んできた。また、こうした歴史と長い経験から、平成20年度には太田市初期指導教室を開設し、学校への適応等が円滑に進むなどの成果を上げている。外国人児童生徒に対する体系的な指導体制が確立されつつある太田市の対応は、本町にとっても有効な指針となると確信しており、これらの取り組みを参考にして、本町の外国人児童生徒教育を今後も充実していきたい。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） 議会運営委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定によって報告いたします。

日時は、令和元年8月7日から8日、場所は長野県伊那市議会であります。

調査項目は、議会改革の取り組みについてであります。

出席委員、随行者、対応者は、お手元に配付したとおりでございます。

調査経過。伊那市議会の議会改革に関する取り組みは、次のとおりであります。現在の伊那市は、平成18年に伊那市、高遠町、長谷村が合併して誕生いたしました。南アルプスと中央アルプスに抱かれた風光明媚な山並みの中、天竜川、三峰川に沿って町並みが形成されております。面積は、玉村町の約30倍、人口は6万8,000人です。

新市設置の選挙では、在任特例を適用せずに、議員定数は26人と定め、34人の立候補者による選挙が行われ、2年後には議員の定数を21人に削減することを決めて、次の2年後の選挙から適用してきております。現在は、5つの会派を有し、議員は30代から70代までの幅広い層で構成され、平均年齢は64歳と、町村議員の平均年齢よりも若いのが特徴であります。

早稲田大学マニフェスト研究会が行っている議会改革度調査では、伊那市は2018年度に全国39位にランキングされており、積極的に議会改革に取り組んでおります。特に目を引くのは、市民に開かれた議会を理解してもらうために、市民と議会との意見交換会を何度も開催していることでもあります。1年に3度ほど、3会場で行って、市民に信頼される議会運営を目指しています。さらに毎年

講師を招いて議員の研修を行い、議員のステップアップも図っております。市議会と町村議会では、仕事は同じでありながら、さまざまな相違点があります。ランキングアップしている市議会の改革を視察してまいりました。

伊那市議会における改革の経緯は、お手元に配付したとおりであります。中に特筆すべきものは、やはりインターネットで公開をしている点であります。ユーチューブやフェイスブック、ホームページなど多岐にわたって活用しております。また、議員ナビと契約をし、ネットの配信も積極的に進めている点が特筆すべき点であります。

考察。伊那市は、平成18年に合併し、新伊那市が誕生したときに、議員の定数問題を検討する特別委員会を設置し、2年をかけて議員討論を続け、さらに2年後の選挙から議員の定数を26人から21人へ削減することを議決しました。その後は、議会活性化特別委員会や議会改革特別委員会を設置し、一年一年丁寧に改革を進めてきたことがわかります。議会活性化特別委員会では、市民との意見交換や改革の検証、ユーチューブでの本会議録画配信、本会議でのタブレット持ち込みなど、さまざまな新しい取り組みも行ってきております。特に市民との意見交換会は、市民の意見を聞くことが開かれた議会のあり方として、年々会場や回数をふやして積極的にPRし、市民に参加を呼びかけております。

玉村町でも、7月に区長会と議会との意見交換会を行ってまいりました。住民と議会との意見交換会は、とかく行政への要望と苦情で終わることが多くて、議会の立場が不明になってくることもあります。しかし、それを十分理解した上で、住民の声を政治に生かしていけば、住民と議会との対話や意見交換会も意義深いものではないかと思われれます。玉村町議会は、子供議会の開催や、議会から執行へ政策提言を行っております。委員会で調査した課題を政策案として提言していますが、それをどう町の活性化につなげるか。今後も回答を求めていきたいと思っております。

さらに、伊那市では、議員一人一人のステップアップを図るために、毎年大学の教授を招いて議員の研修を行っております。研修で学び、改革に生かす。これも連携されております。市議会と町議会では、議会事務局の人数にも差がある上に、報酬や政務活動費、研修費など、議会の予算にも大きな差があります。玉村町でも、講師を招いて議員の研修を受けられる環境は望みたいと思っております。その上で透明性のある議会となるよう、意識の向上を図っていきたいと思っております。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常

任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和元年9月3日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	1. 8. 9	地方財政の充実・強化を求め る意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30-4 勤労者会館 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 松村 堯之	総務経済 常任委員会

◇

○日程第6 報告第3号 平成30年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第4号 平成30年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第5号 平成30年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、報告第3号 平成30年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第5号 平成30年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。令和元年玉村町議会第3回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

ことしの田園夢花火は、第31回を迎え、不安定な天気にもかかわらず皆様のご協力により、盛大に開催することができましたことを厚く御礼申し上げます。また、ふるさとまつりを初めとする夏の恒例行事につきましても、猛暑の中盛大に開催できましたことを重ねて御礼申し上げます。さらに、各地区におきましても、納涼祭が活気あふれる中行われましたことをお喜び申し上げる次第でありま

す。

さて、本日、令和元年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月13日までの11日間、33案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠に誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成30年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入らせていただきます。

報告第3号 平成30年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。玉村町土地開発公社理事長より令和元年5月28日付で、平成30年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。平成30年度の主な業務は、土地造成事業におきまして東部工業団地西地区拡張事業の用地5,050平方メートルの取得、造成工事費など、金額にして1億5,404万9,842円を執行いたしました。土地の処分につきましては、平成31年2月4日付で東部工業団地西地区が完成し、8区画中7区画、面積にして4万5,268.05平方メートルを分譲し、この売却金額は8億1,293万6,360円となりました。

平成30年度決算は、収益的収支におきましては、土地造成事業収益による収入8億1,293万6,360円、受取利息及び雑収益による収入2万3,737円、土地造成事業原価による支出7億4,973万5,738円、一般管理費による支出15万8,954円、支払利息19万5,837円となり、差し引き6,286万9,568円の利益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,197万6,001円となっております。

また、資本的収支におきましては、総収入ゼロ円、総支出1億5,404万9,842円で、差し引き1億5,404万9,842円となり、総収入額が総支出額に対し不足する1億5,404万9,842円は、過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び附属明細表のとおりであります。

次に、報告第4号 平成30年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より、平成31年4月26日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計額が6,341万6,312円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、平成30年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,900万3,757円とし、既に交付した5,300万円から財団の繰越金相当額である399万6,243円の返還を受けました。

平成30年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。事業種別では、自主鑑賞事業7本、共催鑑賞事業5本、住民参加事業1本、地域協働事業2本、町民応援事業2本、助成事業2本の6種、合計19事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

次に、報告第5号 平成30年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より令和元年6月17日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が6,207万2,774円、支出合計が6,540万1,097円であり、収支差額は332万8,323円の単年度赤字でございます。これは、WCS（ホールクロップサイレージ）事業における機械の修繕費や農業機械銀行事業における機械の減価償却費によるものです。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS事業におきましては、作付面積は昨年より減ったものの、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。今後も生産農家と連携を図り、さらなる品質の向上に努めていきたいと考えております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、日程第6、報告第3号から日程第8、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



- 日程第 9 認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

○日程第15 認定第7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第16 認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額110億5,306万7,790円に対し、歳出総額は103億9,858万7,689円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億5,448万101円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が9,967万2,800円ありましたので、実質収支は5億5,480万7,301円の黒字となり、さらにここから2億8,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの2億7,480万7,301円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

平成30年度の歳入の特徴といたしまして、歳入の根幹をなす町税収入については、町たばこ税や固定資産税が減少したものの、個人及び法人町民税の伸びにより、若干ではありますが、0.02%の増になるとともに、地方消費税交付金を初めとする各種交付金においても全体で2.7%の増となりました。また、寄附金では、ふるさと納税の増加により29.5%の増になるとともに、繰入金では文化センター周辺地区土地区画整理事業における換地売却に伴う宅地造成事業特別会計からの繰入金や都市計画事業基金及び文化センター運営基金の取り崩し等により35.3%の増となりました。しかしながら、地方交付税では、過年度交付分の精算に伴い2.9%の減になるとともに、国県支出金では1.3%減のほか、使用料及び手数料では道の駅玉村宿の指定管理者制度導入により39.8%の減、また財産収入では文化センター周辺地区土地区画整理事業における保留地売却の減少に伴い、75.2%と大幅な減になるなど、歳入総額では2.2%の減となりました。

次に、歳出では、目的別に見ると、商工労働費が増加し、議会費、総務費、農林水産業費、土木費、

教育費等が減少しました。また、性質別では、公債費及び繰出金が増加し、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資的経費等が減少しました。歳出総額では、民間保育所等改修補助事業や学校施設内放課後児童クラブ整備事業、文化センター周辺まちづくり事業の推進など、増加要因はあったものの、臨時福祉給付金事業や障害者福祉センターたんぼぼ建設に対する補助、道の駅玉村宿の指定管理者制度への移行、町道220号線道路改良事業の事業費の減少等により、前年度に比べ3.6%の減となりました。

なお、地方債現在高については、前年度末から2億6,338万1,000円減少し、平成30年度末では98億9,393万5,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高については、平成29年度の決算剰余金2億5,000万円と平成30年度中に発生した利子33万4,000円を積み立て、平成30年度の財源不足を補うため3億円の取り崩しを行った結果、前年度末から4,966万6,000円減少し、平成30年度末では12億2,264万9,000円となりました。

また、当町の財政指標について触れてみますと、財政力指数については前年度に比べ0.01ポイント上昇し、0.77になるとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ1.0ポイント改善し、96.1%となりましたが、依然として高率を示しており、公債費負担比率についても前年度に比べ0.1ポイント上昇し、11.3%となるなど、前年度に引き続き財政の硬直化傾向が示される結果となりました。

したがって、今後も本町が将来にわたって持続可能な魅力ある町を築いていくためには、財政健全化の取り組みを進めると同時に、現在行っている未来への投資を着実に進め、子育て世代が多く住む本町の特徴を生かした子育て支援環境の整備を初め、恵まれた立地条件を生かした企業誘致による雇用拡大や産業振興、定住・移住促進、交流人口や関係人口の増加など、伸長性のある税財源の確保を図りながら財政基盤を強化し、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額36億7,999万2,184円に対し、歳出決算額は35億2,771万3,028円となりました。これにより、実質収支額が1億5,227万9,156円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、平成29年度の繰越金が1億4,034万338円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は、1,193万8,818円の黒字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は8億5,281万7,680円で、加入者が減少したことなどにより、前年度よりも4,758万円程度減収となりました。現年分の収納率は97.08%で、前年よりも0.51%上昇し、全体収納率は90.42%で、前年よりも0.76%上昇しました。

国の負担金につきましては、平成29年度特定健診負担金が追加交付され、80万7,000円と

なっており、県支出金は医療費に係る補助金として、普通交付金が23億5,858万1,455円でありました。特定健診やジェネリック医薬品の普及推進、エイズ予防など町の取り組みに対する補助金として特別交付金が6,960万5,000円、負担金として平成29年度特定健診負担金追加交付金が80万7,000円でございます。

一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,743万7,354円が繰り入れられています。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて23億7,725万3,585円でございます。広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせ10億5,125万254円でございます。

保健事業では、被保険者の健康保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,602万5,075円の支出を行いました。人間ドックを含めた特定健診の受診率は40%程度となっており、前年度とほぼ同率程度となりましたが、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額3億246万9,686円に対し、歳出決算額は2億9,926万8,514円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億2,035万8,685円で、収納率は99.3%であります。

一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として6,515万9,017円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金2億1,900万7,547円と保険基盤安定拠出金5,995万1,017円であります。

実質収支差額については320万1,172円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額25億2,402万3,259円に対し、歳出決算額は22億7,007万511円となりました。実質収支額は2億5,395万2,748円となり、同額を翌年度へ繰り越すことといたしました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料は7億4,577万9,597円となり、被保険者の増加及び第7期介護保険事業計画期における保険料率の改定等に伴い、前年度より約8,000万円の増収となりました。滞納繰り越し分を含めた収納率は99.3%であり、前年度より0.3ポイント上昇しております。国、県支出金、支払基金交付金については、介護サービス給付費、地域支援事業費に大幅な伸びがなかったため、それぞれの交付額は全体として横ばいとなっております。しかし、国庫補助金のうち調整交付金につきましては、交付割合がゼロ%となり、前年度よりさらに0.4ポイント下がったため、約800万円の減収となりました。当町は、今後も厳しい状況が予想されます。

また、介護予防、重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的として、平成30年度から新たに創設された保険者機能強化推進交付金については、群馬県内の町村部では2番目に高い416万5,000円が交付されました。これにより、地域支援事業費の介護保険料負担が軽減されております。

さて、歳出の主なものですが、最も多く占めているのが介護サービス等諸費の20億7,508万6,626円でございます。平成30年度の傾向は、要支援者への予防給付の伸びが大きく、逆に要介護者への介護給付は減少していますが、給付費全体では横ばいとなっております。また、地域支援事業費につきましては、さらなる介護予防事業の推進、総合事業利用者の増加等に伴い、前年度より約1,200万円増の1億2,059万8,314円となりました。

第7期介護保険事業計画期の初年度である平成30年度は、介護予防事業の推進、適正な給付、介護保険料のさらなる収納強化に努力した結果、昨年度を上回る黒字決算となりました。計画期間初年度に生じた剰余金を適切に管理し、今後も安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

認定第5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに309万7,598円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成30年度で13年が経過したところであります。

今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、同様に努めてまいります。

認定第6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額15億926万4,260円に対し、歳出決算額は14億8,747万1,887円となりました。

歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が3,379万9,300円、下水道使用料及び手数料が2億8,003万9,740円、国庫補助金が1億7,114万5,000円、一般会計繰入金
が3億6,900万円、繰越金が2,563万8,310円、諸収入が1,064万1,910円、
下水道事業債が公共、特環、流域合わせて6億910万円、県補助金が990万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が9億973万2,193円、公債費が元金、利子合わせて5億
7,773万9,694円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として下水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。建
設事業では、汚水事業として、樋越地区、上福島地区、板井地区、下新田地区、与六分地区、福島地
区、飯倉地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区を整備するとともに、上樋越地区、上新田地区及
び与六分地区の実施設計を行いました。

また、公営企業会計導入事業では、令和2年4月から下水道事業が企業会計に移行できるよう、固
定資産台帳の整備等、必要な準備を進めました。

最後に、平成30年度の実施状況についてですが、公共、特環合わせて施工延長は5,695メー
トル、整備面積は約23ヘクタールでございます。なお、年度末の下水道処理人口普及率は81.5%
です。

今後も計画的に整備を進め、歳入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げ
ます。歳入決算額は、2億1,308万5,445円で、歳出決算額は2億1,308万5,000円
であります。

歳入の内訳ですが、町預金利子が161円、繰越金1,152円、第Ⅰ期分譲地の土地売却収入に
よる2億1,308万4,132円であります。

歳出の内訳ですが、全て一般会計への繰出金でございます。

今後は、第Ⅱ期分譲地の土地造成工事を行い、令和元年度末に第Ⅱ期分譲地の全てを引き渡し、歳
入の確保と計画的な事業運営を図ってまいります。

次に、認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、
収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億9,835万9,642円で、内訳は給水収益等
の営業収益が5億6,971万4,786円、営業外収益が2,864万4,856円でございます。

一方、支出総額は4億8,469万5,841円で、内訳は営業費用が4億3,633万8,156円、
企業債利子などの営業外費用が4,818万1,195円、過年度損益修正損及び過年度還付金等の
特別損失が17万6,490円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億4,800万円で、全て企業債ござい
ます。

一方、支出総額は2億8,810万7,330円で、内訳は建設改良費が1億6,367万9,400円、

水道メーター等の固定資産購入費が400万7,532円、企業債償還金が1億2,042万398円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億4,010万7,330円につきましては、過年度分損益勘定留保資金31万3,330円、当年度分損益勘定留保資金1億583万5,274円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,212万7,232円並びに減債積立金1,427万1,794円、建設改良積立金755万9,700円で補填いたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効果的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成30年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月16日から8月2日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。10時40分に再開します。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、平成30年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

まず、1ページは目次となっておりますので、初めに2ページをお開きください。平成30年度の玉村町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見です。第1、審査の対象、1、審査項目、（1）、一般会計及び（2）、特別会計です。特別会計につきましては、①、国民健康保険特別会計、以下宅地造成事業特別会計までの6会計でございます。（3）、基金の運用状況等につ

きましては、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表等でございます。

2、審査関係書類、こちらにつきましては（１）、平成３０年度玉村町歳入歳出決算書、（２）、平成３０年度決算における主要事業と成果等の説明書、以下（７）までの関係書類でございます。

第２、審査の期間は、令和元年７月１６日から同年８月２日までの１８日間のうち実質１０日間、各課等を個別に審査し、同年８月１９日に開催した監査委員協議会において審査結果のまとめを行った。

第３、審査の方法は、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。なお、この審査に当たっては、平成３０年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

続きまして、３ページをお開きください。１、審査事項及び２、重点審査事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第４、審査の結果。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は会計管理者及び各課、局等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出差引残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、決算の概要及び実質審査の内容については、以下に記載するとおりであるということで、決算の概要から実質審査については、以下２０ページまでに記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

次に、２１ページをお開きください。第５、審査の意見です。１、総括意見。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。（１）、主要事業と成果等。平成３０年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、予定されていた主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

ただし、ふるさと創生基金を財源としている事業（花火大会、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭）については、引き続き時代に即した事業のあり方について検討を進められたい。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれたい。

（２）、前年度指摘事項の措置状況。平成３０年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された平成３０年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているも

のと認められた。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産(土地・建物)の取得、処分や貸し付け、借り入れの状況等については、提出された平成30年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性も含めて検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された平成30年度決算(令和元年度報告)補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、平成30年度において補助金等実績報告書(令和元年度報告)に該当した事業数は152事業で、前年度の144事業に比べ8事業増加した。また、決算額は3億8,305万5,000円で、前年度の3億6,894万5,000円に比べ1,411万円増加した。これは、民間保育所等改修補助事業や民間放課後児童クラブ整備補助事業で新たに補助金を交付したことなどが主な要因であった。

各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた、しかしながら、各種団体から町へ提出された補助事業等実績報告書の中には、その用途は適当と認められるものの、収支の内訳の記載方法が事業の実績を正確にあらわしていない補助金も見受けられた。今後税金を原資とする町からの補助金の交付に当たっての手續の重要性が改めて認識され、正確な実績報告書の提出がなされるよう、各種団体への指導を徹底されたい。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された平成30年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

なお、不納欠損処分状況については、令和元年6月28日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていたことを確認した。

また、歳出の確認については、提出された平成30年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められたが、学校教育課から1件の支出漏れが生じたとの報告があった。支出については、財政担当課でも出納閉鎖期間中に各課で支払い忘れのないよう注意喚起を行っていたとのことであるが、今回の支出漏れを防ぐことができなかった。担当職員が責任を持って業務に当たることは当然であるが、組織として支出漏れをチェックする体制をつくり、今後同様なことが起こらないよう徹底されたい。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金による

ものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析です。実質収支比率7.7%、財政力指数0.77及び公債費負担比率11.3%については、おおむね例年どおりの値で推移した。経常収支比率96.1%については、前年度97.1%を1ポイント下回り、2年連続で改善が見られたが、依然として高い比率となっており、財政の硬直化傾向が示される結果となった。今後も引き続き財政健全化に向けた取り組みが図られるよう要望する。

3、一般会計です。歳入決算の状況は、町税については前年度とほぼ同額の歳入があったものの、道の駅玉村宿の指定管理者制度導入等による使用料、手数料の減少や、文化センター地区周辺土地区画整理事業における保留地売却の減少による財産収入の大幅な減少などにより、前年度に比べ2億4,916万6,000円減少、2.2%減となった。

自主財源の柱である町税の収入未済額は4,842万8,000円であり、前年度の5,348万円と比較して505万2,000円減少し、不納欠損額も622万1,000円であり、前年度の810万4,000円と比較して188万3,000円減少した。収納率については、前年度98.7%に比べ0.1ポイント上昇し、98.8%となった。今後も徴収努力を十分尽くされたい。

また、私債権についても、引き続き関係法令に基づき、適正な債権管理を行い、収納率の向上と不納欠損額の縮減に取り組まされたい。

歳出決算の状況は、性質別では公債費と繰出金が増加したものの、その他の歳出は減少した。目的別では、商工労働費と公債費が増加したものの、その他の歳出は減少した。

これらにより、決算収支は形式収支が6億5,448万円の黒字となり、実質収支も5億5,480万7,000円の黒字となったが、実質単年度収支は2億4,102万9,000円の赤字となった。なお、地方債現在高は、前年度に比べ2億6,338万1,000円減少、2.6%減したが、積立金現在高も前年度に比べ1億8,730万3,000円減少、8.3%減している。本格的な人口減少社会の到来や社会構造の変化に伴い、行政に求められる住民サービスは複雑化、多様化している。このような時代の中にあっても、創意工夫に基づく事務事業の効率的かつ効果的な執行により、健全な財政を確保しつつ、玉村町の発展、町民福祉の向上にとって必要な施策については、積極的に取り組まれるよう期待するところである。

続きまして、23ページの4、特別会計です。初めに、(1)、国民健康保険特別会計です。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ6億6,741万9,000円減少、15.4%減し、歳出総額は6億7,935万8,000円減少、16.1%減となったが、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額(繰越金)は、前年度に比べ8.5%増加の1億5,227万9,000円となった。また、財政調整基金の取り崩しはなかった。

国民健康保険税の現年分の収納率は97.1%となり、前年度96.6%に比べ0.5ポイント上昇した。滞納繰り越し分を含めた収納率は90.4%となり、前年度89.7%に比べ0.7ポイン

ト上昇した。

国民健康保険事業は、景気の回復や社会保険加入要件の緩和により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い1人当たり医療費は増加している状況である。平成30年度からは、国民健康保険事業制度の安定化を図るため都道府県単位への広域化が実施されたが、玉村町では広域化後も順調に事業運営が行われていた。今後も群馬県と連携を図りながら、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

続きまして、(2)、後期高齢者医療特別会計です。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1,635万6,000円増加、5.7%増加し、歳出総額も1,497万1,000円増加、5.3%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ76.3%増加し、320万1,000円となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分を含めた収納率は99.3%となり、前年度99.5%に比べ0.2ポイント低下した。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、平成30年度は前年度と比べ142人増加、4.1%増加した。平成30年度は、1件当たりの保険者負担額、1人当たりの保険者負担額ともに前年度に比べて増加し、療養の給付費と療養費を合わせた保険者負担額は1億8,326万5,000円増加、7.0%増加した。

高齢化社会の進行により、こうした状況は今後も継続することが予想されることから、収納率の向上と適正な保険給付に努め、引き続き健全な後期高齢者医療保険運営に取り組まれない。

次に、3、介護保険特別会計です。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ3,016万7,000円減少、1.2%減少し、歳出総額も1億6,105万1,000円減少、6.6%減となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ106.4%増加し、2億5,395万2,000円となった。介護保険料の滞納繰り越し分を含めた収納率は99.3%で、前年度に比べ0.3ポイント上昇した。また、認定者数は1,290人と、前年度1,288人に比べ2人増加した。なお、介護保険基金の取り崩しはなかった。

高齢化社会が進むにつれて、要支援、要介護認定者の増加や、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。玉村町では、介護予防事業に力を入れており、一定の効果が上がっていると認められた。今後は、介護予防事業に係る周知にもより一層力を入れることで、さらなる効果が生まれることを期待する。

引き続き高齢者が、自宅や住みなれた地域で可能な限り自立して生活できるよう、安定的な介護保険事業の運営に努められない。

次に、(4)、介護予防サービス事業特別会計です。介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ309万8,000円で、前年度に比べ15万4,000円の増加、5.2%増となった。

介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が211件で、前年度に比べ51件増

加、31.9%増加したため、96万円となり、前年度に比べ32.2%増加した。また、介護予防ケアマネジメント費収入では、介護予防ケアマネジメント作成件数が141件で、前年度に比べ16件増加、12.8%増加したため、64万円となり、前年度に比べ4.9%増加した。

歳出では、総務費が203万9,000円で、前年度に比べ6万2,000円増加、3.1%増加し、介護予防サービス事業費は105万8,000円で、前年度に比べ9万1,000円増加、9.4%増となった。

介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。今後とも引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

次に、(5)、下水道事業特別会計です。下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1億2,316万3,000円増加、8.9%増加し、歳出総額も1億2,700万9,000円増加、9.3%増加した。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は2,179万2,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額も2,179万2,000円となった。

歳入では、受益者負担金は、前年度に比べ461万1,000円増加、15.8%増であった。滞納繰り越し分を含めた収納率では98.0%で、前年度98.5%に比べ0.5ポイント低下した。

下水道使用料は、前年度に比べ810万円減少、2.8%減となり、滞納繰り越し分を含めた収納率は98.5%で、前年度98.3%に比べ0.2ポイント改善した。

今後も収入の確保はもとより、負担の公平性の面からも、引き続き慎重かつ効率的な収納業務に努めることで、さらなる収納率の向上に取り組まれない。

歳出では、下水道費が前年度に比べ1億2,278万6,000円増加、15.6%増となり、公債費は前年度に比べ422万2,000円増加、0.7%増となった。これらの事業の結果、下水道普及率は前年度に比べ2.5ポイント上昇し、81.5%となった。

下水道事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民の生活基盤としての重要な役割を担っている。令和2年度からは、地方公営企業法が適用され、事務の面では大きな変化が見込まれるが、着実な準備のもと、今後とも適切な事業運営に取り組まれない。

次に、(6)、宅地造成事業特別会計です。宅地造成事業特別会計の決算状況は、歳入歳出総額がそれぞれ2億1,308万5,000円となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成30年度は、第I期造成分のうち残っていた区画を全て売却し、一般会計への繰り出しを行った。令和元年度には、第II期分の造成を完了し、全ての区画の売却が行えるよう、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

続きまして、同じく25ページの5、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、

その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

特に財政調整基金については、平成30年度に3億円の取り崩しを行ったことなどにより、平成30年度末の現在高は12億2,264万9,000円となり、減少が続いている。財政調整基金は、計画的な財政運営を行うためでなく、災害等の緊急時対応にも必要であるため、引き続き適切な基金運用に取り組みたい。

続きまして、26ページ、水道事業会計における決算審査結果及び意見です。1、審査対象から、1枚めくっていただきまして、27ページ、7の審査結果までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

最後の8、審査意見です。有収率については86.8%で、前年度86.9%に比べ0.1ポイント低下した。収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

また、水道料金の収納率については、前年度と同様の96.8%であったが、今後もさらなる収納率の向上に取り組みたい。

水道事業については、人口減少や節水機器の普及等による家庭での1人当たりの使用水量の減少等により配水量が減少し、それに伴い営業収益が減少することが予想されるが、安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために、引き続き計画的な事業実施と適切な事業運営に努められたい。

以下、28ページから59ページまでは各会計に関する付表となっておりますので、そちらをごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上、監査委員による審査意見書の朗読とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了します。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより平成30年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第9、認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。
次に、日程第10、認定第2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、8会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

◇

○日程第17 報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第18 報告第7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第17、報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率ですが、これは過去3年間の平均値で算出するものでございます。平成28年度から平成30年度までの平均値は、公債費充当一般財源の増加等により、前年度と比較して0.5ポイント上昇し、4.5%となりました。しかしながら、国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、これを下回り、クリアしているところでございます。

最後に、将来負担比率ですが、平成31年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、7.7%となりました。前年度の数値は5.2%で、比較すると2.5ポイント上昇しました。この要因といたしましては、充当可能基金の減少等によるものでございます。国で定めた早期健全化基準は350.0%となっておりますので、これをはるかに下回り、クリアしているところでございます。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、また宅地造成事業特別会計においても資金の不足額はなく、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で日程第17、報告第6号及び日程第18、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

次に、日程第17、報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

初めに、平成30年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。令和元年7月16日火曜日から8月2日金曜日まで。

3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見です。①、実質赤字比率について。平成30年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の13.99%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。平成30年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の18.99%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。平成30年度の実質公債費比率は4.5%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。平成30年度の将来負担比率は7.7%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次からは、水道事業会計、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計と続きますが、いずれも1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

それでは、初めに水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億627万1,000円、流動負債8,459万3,000円、流動資産8億1,195万円、剰余額7億2,735万7,000円、標準財政規模比10.2%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業特別会計の経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億439万9,000円、歳出額14億8,747万2,000円、歳入額15億926万4,000円、剰余額2,179万2,000円、標準財政規模比0.3%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

最後に、宅地造成事業特別会計の経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。宅地造成事業は、事業の規模ゼロ円、歳出額2億1,308万5,000円、歳入額2億1,308万5,000円である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第45号 平成30年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第19、議案第45号 平成30年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第45号 平成30年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は1億119万7,041円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じた2,183万1,494円を加えると、未処分利益剰余金の合計額は1億2,302万8,535円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書(案)のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として8,119万7,041円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円をそれぞれ積み立て、資本金として2,183万1,494円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(高橋茂樹君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に対応するため、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、フルタイム会計年度任用職員の給料や通勤手当等支給可能な手当、期末手当等に関する事、またパートタイム会計年度任用職員の報酬や時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当等に関する事について、常勤職員や現行の規則等を踏まえて支給基準を定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） この会計年度任用職員の件なのですけれども、これに該当する職員は玉村

町で相当いると思うのですけれども、どの程度いますか。二百三、四十人に上るのかどうか、ちょっと。1つそれをお尋ねします。

それから、要するに会計年度単位の雇用になってしまうので、どうしても不安定雇用という意味からは除かれていないわけで、考え方によると、特に北欧社会というのでいくと、もう今度は期間が定まったら仕事がなくなって、仕事を探さなければならないという、そういうリスクがあるので、逆に正職員よりも1.5倍ぐらいの報酬を払っておくという考え方もあるのですけれども、少なくともこの条例では同一労働同一賃金の考え方は反映されているかどうか、お尋ねします。

それから、組み込み方、ことしから採用された人、それとも長く5年、10年いる人の給料の号ですか、どうやって組み込んでいくのか。それから、雇用が継続した場合の昇給があるのか、それをちょっとお尋ねします。

それから、そうした場合、今の非正規雇用の方々に払っている報酬に比べて、どのぐらい報酬がふえていくかももしわかれば。

そして、それは、国の予算で充当すべきものだと思いますけれども、その辺の対応はどのぐらい見ているか、ちょっとお尋ねします。

それから、これは賃金とか、そういった給与の面ですけれども、雇用継続に関する条例を玉村町は用意する準備というか、考えがあるかどうか、それもお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 幾つかご質問いただきました。

まず、会計年度任用職員に該当する職員がどのくらいいるかというようなご質問だと思います。今のところ臨時職員、それから嘱託職員、そういった形の職員が200名強いるかなというふうに思います。ただ、今回の会計年度任用職員制度が来年の4月からスタートするというので、今回条例をつくらせていただきまして、それをもとに今後募集等を行っていくということになりますので、実際の具体的な人数については、その後に決定していくのかなというふうに思っております。

それから、不安定雇用になるのではないかとということで、同一労働同一賃金というようなことになるかというようなことですが、基本的にはそういうような形になるかなというふうには思っております。ただし、職員と全く同じ給料というふうにはなりませんので、こちらのほうの条例の中にも少し記載されてありますけれども、その職務によって級を設けて金額を決定していくというふうになるかなというふうに思っています。

給料の号給とかにつきましては、こちらの条例のほうの別表のほうにも記載されておりますけれども、職務の級ということで新たな給料表をつくりまして、こちらのほうで1級、2級という形で、職務の内容によって分けていくというふうになっております。

それから、昇給はあるのかというようなお話ですが、昇給はその年によって昇給していくというこ

とにはなろうかと思えます。

それから、どのくらいの経費がかかるかということですが、今のところ試算をしておる状況でありますので、具体的な金額についてはまだちょっとお示しできないかなというふうに思いますが、基本的には増加するという事は当然考えられるかなというふうに、今よりも増加するという事は考えられるかなというふうに思います。

それから、国の補助があるのかという話であります。これは、会計年度任用職員制度を導入される時に、国のほうから一定の補助なり交付税措置があるというふうな話もあったのですが、今のところそういった話が来ておりませんで、どうなるかまだちょっとわからないというような状況であります。

それから、雇用継続の条例等についてはどうかということでもありますけれども、今のところそちらについては考えていないということでもあります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） そうすれば、これは総務経済常任委員会で審議されるということで、私ちょっと委員会に入っていないので、ちょっと審議に参加できないので、ちょっと聞いてみたのですが、やっぱり玉村町だけを見ても正規職員というか、に対して、それとほぼ同じぐらいの非正規の方々が玉村町の行政を支えてくれるという実態から見て、その人たちの雇用の安定、生活向上というのは当然の話だと思うし、ましてこれから10月から消費税が上がってくるわけです。日本の、この前もOECD諸国の中でも実質賃金が下がっているというのは日本だけだというデータが出ていたけれども、そういう意味において玉村町としては非常にデリケートな問題として、それで係るお金は国からもらうというぐらいの意思でもって、そして職員の待遇を上げることによって、住民サービスを向上させるのだというような思いでやっていただきたいと思うのですが、その辺の対応をお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 石川議員おっしゃるとおり、玉村町の行政については正職員のみならず、臨時職員ですとか嘱託職員の方に大変重要な仕事を担っていただいております。こういう方々がいないと行政は回っていかないと。保育所ですとか、我々の仕事ですとか、そういった部分については、多くの臨時職員の方々に担っていただいているということであろうと思えます。でありますので、基本的にはそういった方々の処遇が今よりも悪化しないような状況には持っていきたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第20、議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第21 議案第47号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、議案第47号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第47号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、令和元年11月5日以降、氏の変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができるようになるため、旧氏を使用した印鑑登録及び証明書の発行を可能とするために改正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 何かこれ夫婦別姓の流れの中の一環かなというふうな感じがするので

けれども、今の説明ですと、11月5日以降に結婚というのですか、入籍をした。それ以前の方はだめなのでしょうか。その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 11月5日以降から記載のほうを求めることができるということですので、その前に結婚されている方とかが旧の氏を載せたいということも当然可能ということになります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第22 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、上位法の改正による項ずれ及び改元に伴う改正でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第23 議案第49号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第49号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第49号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成31年第1回定例会において、消費税の改正に伴い、玉村町社会体育館の使用料を改正するため、玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を提案し、ご議決いただきましたが、その内容について一部誤りがありましたので、当該箇所の改正をさせていただきます。

改正内容につきましては、別表（第3条関係）の区分において、「高校生」を「高校生以下」に改

めるものでございます。

なお、平成31年第1回定例会でご議決いただいた玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、本年10月1日からの施行となっており、本案の改正により修正された後の使用料が10月1日から施行されることとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第50号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第24、議案第50号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第50号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、基準省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を

改正するものです。

改正の概要につきましては、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員は、これまで都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされてきました。しかし、昨今の研修需要に適切に対応するため、政令指定都市もこれを行えるようにすべきとの地方提案がなされ、政令指定都市も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるよう、基準省令の改正が行われました。

つきましては、本町の基準条例についても、基準省令と同様の改正を行い、政令指定都市の長が行う研修を修了した者が本町の放課後児童クラブで働く場合に、その者を放課後児童支援員として扱うことができるようにするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第51号 玉村町保育認定基準を定める条例及び玉村町保育料徴収条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第25、議案第51号 玉村町保育認定基準を定める条例及び玉村町保育料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第51号 玉村町保育認定基準を定める条例及び玉村町保育料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、子供のための教育・保育給付制度において規定されていた用語である「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第26 議案第52号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第26、議案第52号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第52号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、準則である本条例について、国と同様に所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としては、満3歳以上の子供の副食の提供に要する費用について、保護者から徴収することができる費用とし、年収360万円未満相当世帯の子供及び同一世帯の子供が同時に特定教育・保育施設等を利用している場合の第3子以降の子供に係る副食の提供に要する費用については、徴収可能な費目から除外するものでございます。

また、このほか独自の施策として、玉村町第3子以降保育料無償化実施要綱で規定する子供の年齢にかかわらず、保護者が3人以上の子供を扶養している場合における第3子以降の子供についても、その副食の提供に要する費用の徴収を免除するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この件に関しては一般質問でやろうと思ったのですが、確認したいのですが、3人子供がいる第3子の副食費については、この無償化の路線だと有料になってしまうわけですが、町の独自の施策として免除すると、こういうことでよろしいのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） そのとおりでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 予算的にはどのくらいの費用がかかると見られているのか。

それと、該当する人数は何人ぐらいになるのか、お答えいただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 第3子副食費免除に係る必要な費用の合計ですが、234万3,000円でございます。

なお、人数につきましては、幼稚園もあわせてお答えしたいと思うのですが、幼稚園が22人、

保育所が71人、合わせて93人ということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第27 議案第53号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第27、議案第53号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第53号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

食肉卸売市場につきましては、全国でも有数の食肉卸売市場としまして、昭和45年2月16日操業を開始し、約50年が経過したところでございます。今回の一部改正は、10月の消費税率の改定において、一部の商品に軽減税率が導入されることに伴い、受託者から収受する手数料の取り扱いを変更するものでございます。

玉村町食肉卸売市場の運営は、受託者から収受する手数料により成り立っています。収受する手数料は、現条例では消費税込みの売り上げ額の3.5%以内となっており、この収受する手数料に対しても消費税がかかります。今回の消費税率の改定に伴い、市場において取り扱っている枝肉等に対しては軽減税率が適用され、8%になりますが、手数料には標準の10%が適用されます。そのため、

売り上げ額の消費税が8%なのに対し、その額をもとに算出する手数料には標準の10%になり、現在そのまま消費税を算出すると、結果的に手数料が減額されてしまうこととなってしまいます。このことは、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号で禁止されている、いわゆる買ったときに該当するおそれがあります。

そこで、手数料の算出基礎について、消費税込みの売り上げ額から消費税を除いたものへと変更し、消費税は別途計算することにより、手数料の計算を是正するものでございます。

審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第28 議案第54号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第28、議案第54号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第54号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことにより、本条例中、成年被後見人について規定している欠格条項を見直すものです。

改正概要につきましては、条例第4条に規定する欠格条項のうち、成年被後見人について規定している第1号を削り、あわせてその他所要の整備を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第29 議案第55号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

○日程第30 議案第56号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第31 議案第57号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第32 議案第58号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第33 議案第59号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第29、議案第55号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第3号）から日程第33、議案第59号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第55号から日程第33、議案第59号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第55号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,073万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億3,193万5,000円とするとともに、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

主な補正内容についてですが、まず総務費では老朽化に伴う役場庁舎非常用放送設備の更新を行うとともに、企画費においては多文化共生社会推進事業として、群馬県が設置したぐんま外国人総合相談ワンストップセンターを活用し、多言語に対応した相談員と直接会話ができるよう、窓口業務の充実を図るため、タブレット端末機の導入を行うほか、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のため、総合戦略推進会議開催のための委員謝金の追加や、東京圏情報発信イベントのみならず、町の各種イベントでも活用できるはっぴの作成を行ってまいります。また、JAFのドライブスタンプラリーを活用し、県内外から車でのお客をお呼び寄せ、町内各所に設置するスタンプスポットめぐりなどにより、交流人口、関係人口の増加につなげるため、JAFシステム使用料やスタンプラリー達成者へ景品代等の追加を行うものでございます。

民生費では、国の施策に伴う保育無償化のため、保育所運営委託事業や子ども・子育て支援給付事業に必要な費用を追加するとともに、芝根小学校での余裕教室を活用した放課後児童クラブを実施するため、教室の改修工事費を初め、運営事業者選定に要する費用等の追加や、平成30年度の精算に伴う障害者自立支援費や子ども・子育て支援等に係る国、県返還金について、追加等を行うものでございます。

衛生費では、クリーンセンターの施設修繕に係る費用の追加等を行うとともに、商工費では小口資金に係る代位弁済補償金の追加を行うものでございます。

土木費では、地元要望等に応えるため、道路補修事業や排水路改修事業等に事業費の追加を行うほか、文化センター周辺まちづくり事業における交通ターミナル整備工事について、整備箇所の変更を行ったため、事業費の追加を行うものでございます。

また、下水道事業特別会計への繰出金では、人事異動に伴う人件費及び下水管路内への不明水流入の原因を調査するため、その委託費用について繰り出しを行うものでございます。

教育費では、玉村町ライオンズクラブ様から結成20周年記念として、小中学校の図書館に1校当たり10万円、計70万円のご寄附をいただきましたので、小中学校7校にそれぞれ図書購入費を追加するとともに、学校施設の修繕に係る費用の追加を行うほか、幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援給付事業に必要な費用の追加等を行うものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金を初め、新たに徴収することとなった保育所副食費のほか、国、県支出金や寄附金、町債、前年度繰越金などを予定しております。

なお、債務負担行為の追加につきましては、芝根小学校放課後児童クラブ運営事業者の選定に当たり、委託料の追加を行うものでございます。また、地方債の変更につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定による変更でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第56号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に345万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,638万5,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳出の増加分として、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に実施しております特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨対策事業として345万7,000円増額するものでございます。

次に、歳入ですが、受診勧奨対策事業に対する県補助金として、歳出と同額の345万7,000円を増額するものでございます。

次に、議案第57号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,103万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では支払基金交付金の平成30年度精算に伴う介護給付費交付金の追加交付及び前年度繰越金から国庫負担金等の返還金、介護保険基金積立金を用意するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金等の平成30年度精算に伴う返還金として4,049万円、及び第7期介護保険事業計画の初年度に生じた黒字等のうち1億円を介護保険基金に積み立てるものでございます。

議案第58号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5,870万円を追加し、総額を13億1,120万円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては補助額の減額見込みにより、県補助金を300万円減額し、財源不足を補填するため一般会計繰入金を700万円増額し、補助金の減額及び事業費の増加

に伴い、下水道事業債を5,470万円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、人事異動等の影響により不足する職員給与費を460万2,000円増額し、管路内調査業務委託料など一般経費を335万円増額し、事業計画の見直し等による工事請負費を5,300万円増額する一方、利子償還金を225万2,000円減額するものでございます。

議案第59号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、収益的収支についてですが、収益的支出の予定額を30万4,000円増額し、総額を5億3,109万7,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う職員給与費の調整で、給与を26万4,000円、法定福利費を4万円増額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的支出の予定額を679万8,000円増額し、総額を3億5,929万5,000円と定めるものでございます。内容につきましては、全額が設計委託料の増額で、第6水源の更新に関する詳細設計の委託業務でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第29、議案第55号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 総務費について伺います。

26ページです。先ほどご説明ありましたドライブスタンプラリーということで、ドライブスポットについて説明がありました。全協で9カ所というお話を伺いましたが、その9カ所について具体的に決まっているのでしたら教えていただきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

予算では9カ所ということで要求をさせていただいておりますが、まだ全て9カ所につきまして決まっているわけではございません。具体的には、道の駅には既にこういうことをやってみたいのだが、いかがでしょうかということで、打診といたしますか、ちょっと考えを確認させていただいております。また、このほかにもまだお伝えはしていませんのでけれども、例えば玉村八幡宮ですとか、そういったところにスポットを設けたいと思っているのですが、そのほかまだ7つあるわけなのですが、この辺につきましてはこれから担当と詰めていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） できるだけ町をPRできるように、適切な場所を選んでいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今回の補正予算の中で、9ページの子ども・子育て支援臨時交付金の関連だと思うのですが、10ページ、11ページ、保育料とか幼稚園の授業料の減額と、あわせてこれは15ページになるかと思いますが、児童福祉費負担金ということで、副食費の関係が予算に改めて。失礼しました。21ページです。21ページには、諸収入の中の雑収入の、いわゆる副食費の収入がふえているという形だと思うのですが、その辺の関連について、トータル的な説明をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 今回の無償化に伴いまして、3歳以上児については無償化が実施されるということです。3歳未満児についても町民税非課税の世帯については無償化されるということですけれども、それに伴って3歳以上児についてはこれまで保育料の中に副食費が入っていました。ですが、幼稚園は主食も副食も現金徴収している。在宅にいる方は食事をとっているということで、これは統一したほうがいいということで、食事代については原材料費はいただきましょうということで、先ほどの予算の中に計上させていただきました給食費は取るようにいたしました。

簡単に申し上げますと、玉村町が今まで保育料を取っていましたが、これは国の基準に比べますと、ざっくり言うと半分ぐらいしかいただいていたということですので、いろいろ差し引きしますと、残り半分は全体ではプラスになるということですのでございます。ざっくりとした計算ですが、約5,000万円以上の一般財源が浮いてくる計算になりますけれども、これはあくまでも現段階で算定している国の無償化の浮いてくるお金を計算しますと、5,200万円ほどになりますけれども、実際はもう総額が決められておりまして、地方に交付する交付総額というのは2,349億円ということで、この中で市町村に1,584億円来るということです。これを10月の所得階層別の児童数の割合によって算定されて、3月に実際に交付されるということですので、実際に幾ら来るのかというのは、これから計算をもう一度し直さないといけないということですので、若干上下はすると考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 先ほどの条例の段階でもちょっと質疑がありましたけれども、保育料の要するに第3子の負担を町のほうでそれは負担していく、今までの条例でやっていくとか、それから例

えば副食費と保育料という形で、保育料のほうは無料になるけれども、副食費のほうで今度納める話になるので、逆転現象も出るという話も出ていました。そうすると、その分についてこの予算では、逆転現象が出ないように措置されているのかとは思いますが、その辺のことと、もし措置されている場合には、この予算を立てる段階で金額的なもので、その分がどのぐらい措置されているかというのがわかれば、その内容をちょっと教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 先ほどの町単独の第3子につきましては、先ほど宇津木議員のご質問にお答えしたとおり、半年分で234万3,000円ということでございます。もちろん予算の中には措置されておまして、その方からは副食費はいただかないということになっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 文化センター周辺まちづくりについてなのですが、バスターミナルの工事だというふうに全協で説明を受けましたけれども、バスターミナルが当初の予定と変わったりする話も聞いていますけれども、この辺についてどんなことをするのか、この予算の使い方というか、内容をお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） バスターミナルにつきましては、都市再生整備計画の中で初めに位置づけられていたところが、文化センターの南側で一番西のところの正方形のところでした。そこは800平米ほどだったのでありますが、今度BRT、県のほうで事業を進めていく中で、バス停というところでもうちょっと近い位置のほうが利用しやすいのではないかとということになりまして、BRTが恐らくできるであろうというところのすぐ一番近くというか、北側、広幹道寄りの位置に、もともと持っている公共用地のところに計画するのがよいのではないかとことになりました。

ただし、そちらの土地については長方形の形をしておりますので、一方通行というか、ぐるっと回れるような形をとります。たまりんを連結して、また将来的には永井バスや中央バス、そういったものもそこに来てくれるとありがたいということで協議は進めているところです。一番大きな原因は、やはり面積が長方形で広くなりましたので、それにかかわる舗装とかについて増額となってしまうということで、予算を計上させていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 先ほどのスタンプラリーなのですからけれども、これは9カ所設置して、歩いて回るのですか、それとも車ですか。どちらを想定されているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） JAFと連携をいたしますので、想定は自動車での移動を想定しております。ただ、町内の方でも参加していただけますので、そういった方につきましては歩行でも自転車でも移動して参加できると思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 35ページです。商工費ということで、小口資金として代位弁済補償金ということで308万4,000円ですか、計上してあります。こちらは支払い不能が出て、信用保証協会に払い込むというご説明を受けましたが、5件と伺いました。具体的にどんな内容でしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 5件分ということで、事業者の方、これが金融機関から借入れをしていたわけでありまして、その借入れにつきまして返済が困難になってしまった、滞ってしまった。こうした案件につきましては、信用保証協会から代位弁済という形で金融機関のほうへその元金につきましては弁済させていただくということで、今回そのうちの玉村町の負担分ということで、今回補正予算で要求をさせていただいております。

事業者の方につきましては、労働者の派遣業、あるいは産業廃棄物の処理業、そういった方々の分ということで、今回5件分ということでなっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 芝根小学校放課後児童クラブについてお聞きします。

予算として1,931万円、9月補正でありますけれども、これは規模は今の玉小と比べて同程度かどうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 規模は、玉村小学校と同じように2つの教室を利用するというところで、2支援単位ということになります。ただし、面積が若干広がりますので、玉村小学校は定員が78だったのですけれども、今度は最大受け入れ人数は107人ということでございます。

- ◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する討論を求めます。
〔「なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程の変更について

- ◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。
日程の順序を変更し、日程第38、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを先に審議したい
と思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
日程の順序を変更し、日程第38、同意第2号を先に審議することに決しました。



○日程第38 同意第2号 教育委員会委員の任命について

- ◇議長（高橋茂樹君） 日程第38、同意第2号を議題といたします。
次に、日程第38、同意第2号 教育委員会委員の任命について、これより提案理由の説明を求め
ます。
町長。
〔町長 角田紘二君登壇〕

- ◇町長（角田紘二君） 同意第2号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。
現在の教育委員であります五十嵐英博様が、9月30日をもって教育委員の任期が満了となり
ます。五十嵐様には、この4年間、教育行政のみならず、町政全般にわたり大変ご尽力いただき、町

の発展に寄与されましたこと、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

このため、本案は五十嵐様の後任に玉村町大字上新田1567番地にお住まいの須永智様を任命いたしたくご提案させていただくものでございます。

須永様の経歴につきましては、昭和57年に東京学芸大学教育学部を卒業、大学院に進まれました。昭和60年から群馬県立桐生工業高等学校の教諭として勤務され、その後、桐生高校で勤務され、平成5年4月から平成17年3月までは群馬県教育委員会事務局で自然史博物館や昆虫の森建設に携わっておりました。平成17年4月から西邑楽高校の教頭として勤務され、平成24年4月から万場高校の校長に、平成31年3月に高崎女子高校の校長を最後に退職されました。現在は、高崎市教育センターで後進の指導に当たられております。

須永様は、教育の本質的な役割は、子供たち一人一人の誰もが、将来豊かで充実した人生を送れるよう、基本的な学力、社会を生き抜く人間力をつけ、幅広く可能性を持った人生選択の機会を保障することにあるという所信をお持ちになっており、人格、知識、経験から教育委員として適任であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後0時32分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○教育委員会委員挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました須永智氏が議場に見えておりますので、ここで挨拶をいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 須永 智君登壇〕

◇教育委員会委員（須永 智君） 議会の皆様の温かいご賛同を得まして、教育委員に就任することになりました、玉村町上新田1567番地の須永智でございます。

ご同意をいただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

さて、現在日本社会は、急速な少子高齢化、国際化の進展とともに、価値観の多様化も進み、学校現場ではこれまでの価値観、考え方だけでは、今日的な課題への対応が難しい時代となってきております。さらに、来年度からは、小学校において新学習指導要領が本格実施され、主体的、対話的で深い学びを実現できる授業の改善も求められることとなります。これは、AIの進展、さらにグローバル化する国際社会において、将来日本社会を担う子供たちに必要な資質、能力を育成することを目的の一つとしたものです。玉村町で生まれ育った私としましては、玉村町の子供たちの明るい未来と、玉村町の教育のさらなる質的向上を果たせますよう、微力ではございますが、最善の努力を傾注し、これらの課題に積極的に取り組み、少しでもご恩返しをさせていただければと考えております。

今後とも皆様の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます、言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 須永智氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分に再開します。

午後0時35分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第30、議案第56号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君発言〕

◇1 番（小林一幸君） 4 ページになりますか。特定健康診査事業ということで、個別、集団の未受診者への通知発送というのが全協ではもうお話がありましたけれども、この受診者数と、あと未受診者数、それから受診率、その辺と、あと通知を発送するというので今度 A I を使うというようなお話でしたので、その辺の詳細をまとめて教えていただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

受診率につきましては、例年 40 から 42% の間を行き来しております。受診の対象者は、40 歳以上ということになります。こちらの事業につきましては、国保連のほうにデータとして受診歴ですとか当然年齢、性別、また問診の内容ですとか、その受診した結果等のデータが、町にもあるのですが、国保連のほうにもデータベースとしてあります。そちらからデータを抽出いたしまして、現在ですと 4 パターンに分けて、それを A I が、この方はどのパターンの通知を送った場合に一番受診をしていただけるか、確率が高いかというのを A I のほうが判断いたしまして、それで対象者のほうに振り分けまして発送までしていただく予定となっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 31、議案第 57 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第58号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第59号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 8ページです。建設改良費ということで、第6水源更新詳細設計委託料ということで計上してあります。第6水源ということですが、水源として現在9カ所の深井戸があるということの中で、第1と第4と第6水源については更新計画の中で補助水源として位置づけられていたと思います。全体給水量が減る中で、第6水源を今回更新するという経緯について伺いたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） ご説明いたします。

以前議員のおっしゃるとおり、現状では第1水源から第11水源までございまして、その中で9つが動いているという状況であったわけですが、平成29年の途中から第6水源が使えないという状況が生じておりました。ですから、現在8個ということです。なお、補助水源については第1水源、第4水源、第6水源、それで水質的に申しますと、第1水源が一番悪くて、次が第4水源が悪くて、補助のうちでも一番いいのが第6水源だったという形なのですが、井戸の中で別枠の話としまして、井戸が故障すると1回目は修繕できるのですが、2回目はもう修繕できないというような形の状況がございまして、現在第1水源と第6水源と第11水源ですか、こちらがもう一回直しているという状況の中で、第6は今回補修がきかないという状況でありました。それなので、残る1回バッテンというのですか、第1水源と第11水源がもう一回でリーチがかかっているような形なのですが、その中で第6水源につきましては補助の第1ということで考えておりましたが、そういった状況で補修することが、水源を補修することがもう不可能ということになりましたので、こちらのほうは新しく水源を確保しなければいけないというような考えのもと、進めておるところでございまして。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それで、委託料ということで670万円余が計上してあるのですが、この委託料の決め方というか、どういう形でこうなったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） こちらの委託料についてなのですが、現在の同じ敷地に一応水源を確保できる敷地の中であれば、県等の認可ですか、そちらのほうで認可がえをしなくて済むという形の中で水源を確保していこうということなのですが、ただ現在29年の途中までですが、実際くみ上げていた水質は、先ほど申したように、比較的余りよろしくないといえますか、そちらの関係もありましたので、同じ敷地内なのですが、もう少し深さを、130メートルぐらいから250メートルぐらいに深さを深くして、良好な水を得ようというような形で設計のほうを組ませていただこうと考え

ています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） その設計を委託したと思うのですが、その委託先を決めるということについて伺ったのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） こちらは、現在予算に計上している段階ですので、こちらのほうが承認されますと、委託会社のほうと契約等を結んでいくような形になりますので、予算を確保しているというような状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 同じくその井戸の件なのですが、新しく掘るとすれば幾らかかるかということと、それならば県から今17%購入しているというのですが、県からの購入量をふやしたほうが私はいいのではないかと思うのですが、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） この辺については、近年の金額でいきますと、県央第2水道から受水しているのが1立米102円、近年の上下水道の料金で見ますと100円か九十何円かというような形で、やはり金額的にもまだ地下水のほうがお得感があるのと、やはり県央第2水道ということで表流水という形になりますので、こちらのほうも県と相談しながらなるのですけれども、地下水のほうが安全でないかという部分もございまして、その辺を比較しながら、まだ第1と第4も補助としては残っておりますので、そちらのほうも勘案しながら進めていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 建設費はどのくらいになるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 1億円程度ということで概算であります、聞いたところによるとその程度の金額になるということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第34 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第34、議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

令和2年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が、常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること及び同組合の組織団体である藤岡市が、消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始すること、並びに同組合規約について所要の規定の整備を行うに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第35 議案第61号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第35、議案第61号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第61号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託につきましては、現在の規約における委託の期限が令和2年3月31日であるため、伊勢崎市と協議を行い、委託の期限を5年間延長するものでございます。また、地方自治法の改正による条ずれの整備もあわせて行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第36 議案第62号 工事請負契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第36、議案第62号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

水防センター（仮称）建設工事につきましては、去る6月24日、条件つき一般競争入札を行ったところ不調となったため、設計書と条件の見直しを行い、改めて8月20日に条件つき一般競争入札を実施いたしました。10業者の応札があり、開札の結果、群馬県佐波郡玉村町大字福島45番地2、田中建設株式会社玉村支店取締役玉村支店長、田中克宗が、消費税込み5,335万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第37 議案第63号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第37、議案第63号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第63号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和元年8月7日午後3時ごろ、職員が公用車を役場南駐車場に駐車しようとした際、駐車してあった相手方の車と接触し、お互いの車体に傷がついてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手側に支払うものでございます。引き続き再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） まず、玉村町の公用車は何台あるのか。

そして、職員以外でも公用車に乗る機会というのはあると思うのですが、それはどういう場合か。

そして、そういう人たちにどのような指導を行っているのか。最近この公用車に乗っての事故がちょっと目に余るかなというぐらいありますので、その3点について聞かせてください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） まず、職員、公用車の数ですが、現在92台というふうになっております。

職員以外の者が公用車に乗ることがあるかということですが、基本的には職員以外の者は公用車には乗らないということであろうかと思えます。

それから、事故につきましては、今年度に入って何件か、もう既に4件ほど発生しておるような状況になっております。昨年度につきましても、年間で5件ほどということでもありますので、今年度まだ年度途中で既に4件ということになっておりますので、今年度に入りまして2度ほど庁議の際に、職員のほうには安全運転の励行を心がけるようにということで指導をしているところでございます。ということで、今後も交通事故を起こさないように、また遭わないようにということで、安全運転を心がけるように指導していきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） もちろん安全運転には気をつけていただきたいのでありますけれども、これを見ますと駐車してあった相手方にぶつかったということで、相手方はとまっていた車両でありますか。ですから、とまっていたものにぶつかったということであり、双方が動いていればいろんなことがあると思うのですけれども、とまっているものにぶつかったということであれば、よほどの注意が必要かと思えますので、今後もそういう点に注意していただきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回の車が割と大きなワンボックスの車であったということもありまして、駐車するときにちょっと不注意の部分があったのかなというふうに思いますので、これからも引き続きそういったことで注意をするようにということで指導してまいりたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第39 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第39、一般質問を行います。

今定例会には9名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和元年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 町長としてのこれまでの実績と評価を問う	浅見 武志
2	1. 防火シャッター等の安全管理は万全か 2. 防災対策としての非常用発電機工事の進捗は	石内 國雄
3	1. 町の検診にピロリ菌の検査を追加できないか 2. 筋力トレーニングの現状と効果また課題は何か 3. カーブミラーの高さはきちんと管理されているか 4. 道の駅東側の駐車場の管理に問題無いか	月田 均
4	1. 役場周辺高度利用計画は、計画どおりに進めるべきではないか 2. 老朽化している町営住宅の解体は計画的に 3. 地域支え合いネットワークの広がりについて 4. 8050問題の把握と支援について 5. 元気な町をつくる施策は何か	備前島 久仁子
5	1. 玉村町下水道事業の運営について	原 利幸
6	1. 交流人口増を図る道の駅の充実を 2. 幼児教育・保育無償化による玉村町の対応について	宇津木 治宣

順序	質 問 事 項	質 問 者
7	1. 平成29年度玉村町歳入歳出決算審査意見のその後の対応について 2. 各選挙における低投票率について	新 井 賢 次
8	1. 第6次総合計画について 2. 公共施設の維持管理について 3. 中高年の引きこもりについて 4. 住民の防災意識の高揚について	渡 邊 俊 彦
9	1. LGBTに関連する町の取り組みについて 2. 生活支援体制整備事業について	小 林 一 幸

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、9番浅見武志議員の発言を許します。

〔9番 浅見武志君登壇〕

◇9番（浅見武志君） 9番浅見武志です。一般質問を始めたいと思います。

町長としてのこれまでの実績と評価を問う。角田町長は、平成28年2月に町長選に就任以来、これまで約3年半の間、玉村町の発展と町民福祉の向上のためにさまざまな公約を掲げ、それを実現するために取り組んできました。

そこで、町長に就任してからこれまでの間、町長として取り組んできた実績とその評価について、町長の見解をお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 浅見武志議員の町長としてのこれまでの実績と評価を問うというご質問にお答えいたします。

このご質問につきましては、平成31年第1回玉村町議会定例会におきまして、備前島久仁子議員からも同様の一般質問をいただいておりますので、重複する答弁もあるかと思いますが、ご容赦いただければと存じます。

さて、私は来年1月で、町長として1期4年の任期を迎えようとしております。これまで町長としての責務を無事に務めてこられましたことは、町民の皆様を初め議員各位、そして職員、関係各機関の皆様のご支援とご協力のおかげであると、心より感謝を申し上げる次第であります。就任当時を振り返ってみますと、少子高齢化、人口減少という時代の波の中で、地方創生という名のもと、日本全

国が直面する課題解決として、選ばれるまちに向けて自治体間の競争が激しさを増す時代のさなかにありました。そうした中、私は将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、いかに人口減少に歯どめをかけ、財政健全化への道筋を確立していくかという思いを胸に、新たな気持ちで町政のかじ取りに当たろうとしていたことを思い起こすところでございます。そして、私は町長就任以来、一貫して人口減少対策と財政の健全化を2本の柱に、誠心誠意公約の実現に向けて諸施策に取り組んでまいりました。

そこで、ご質問のこれまでの実績でございますが、とりわけ公約の大きな柱の1つである人口減少対策では、子育て世代が多く住む本町において、若者の町離れを防ぎ、若い子育て世代の定住促進や雇用拡大を目指した取り組みを強化し、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境整備こそが、人口減少に歯どめをかける最良策であると捉え、そのための施策を最優先に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みを申し上げますと、文化センター周辺まちづくり事業による移住や定住の促進を初め、東部工業団地西地区では進出企業が決定し、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区の産業団地造成事業に着手するなど、優良な住宅地の提供や企業誘致による雇用拡大と地域経済の活性化を図ってまいりました。また、本町の課題でもあります公共交通については、町民の利便性向上のため、たまりんを初めとする路線バスの再編に着手するとともに、群馬県が推進する東毛広域幹線道路のBRT導入事業は、高崎駅や伊勢崎市、太田市へのアクセスの定時性が確保され、玉村町の立地条件を飛躍的に向上させることから、道の駅玉村宿や文化センター周辺に新設する交通ターミナルの接続実現に向けて努めているところでございます。

また、新橋建設促進では、都市計画道路与六分前橋線の利根川への架橋について、新橋の必要性についてDVDを作成し、理解を求めてまいりました。本年度は、前橋市と協力し、国や県に対して新橋建設実現に向けた活動をより一層活発化してまいります。来る9月23日には、前橋市との共催で利根川新橋シンポジウムを群馬県JAビルにて開催いたしますので、議員の皆様におかれましてはぜひご参加いただければと思います。

また、若い世代には、保育所や放課後児童クラブの待機児童解消対策など、子育てと仕事が両立できる環境づくりの施策を推進してまいりました。また、新生児聴覚検査及び妊婦歯科検診の実施など、安心して子供を産める環境づくり、ファミリー・サポート・センターでの病児、病後児の一時預かり保育の利用料についての一部助成や小中学生の給食費の一部免除など、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいりました。

また、教育では、玉村町の教育の基本理念である教育大綱を制定したほか、ALT、いわゆる外国語指導助手の全小中学校への常駐配置を行い、国際社会で活躍できる人材の育成に取り組んでまいりました。特に3学期制については、公約どおり、この4月から3学期制がスタートし、順調に経過しているところでございます。また、本年度においては、次代を担う子供たちへの未来への投資として、ICT教育環境の整備、充実を図り、2学期からは最先端のタブレット端末による主体的、対話的で

深い学びの授業が展開されることを期待しているところであります。

また、福祉政策については、高齢者世代への対応につきまして、地域コミュニティの促進として地域活動への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力トレーニングの実施のほか、いつまでも地域で元気に暮らせるよう、ふれあいの居場所を通じた生きがいくくりと社会参加を進めました。現在では、その居場所も24カ所が立ち上がっており、今後全ての方が歩いて利用できるよう、35カ所を目指しているところでございます。

また、誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指して、その核となる地域包括支援センターをより身近で利用しやすくするため、3カ所に広げました。このことにより、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供を行うとともに、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現を図ってまいりました。

また、総合戦略に関して、玉村町版生涯活躍のまち構想における核として位置づけられた大学連携では、連携協力に関する包括協定の締結を拡大し、学生からまちづくりに関するアイデアを募るとともに、県立女子大学生の地域活動奨励事業や高崎健康福祉大学との連携協力による活動量計を利用した運動指導、栄養指導など、教育、健康づくり、スポーツを初めとしたまちづくり全般にわたる連携協力を積極的に行い、学生の玉村町への移住や関係人口の増加を目指してまいりました。

また、道の駅玉村宿の赤字解消を唱え、その活性化に取り組みました。現在では、来客数も月に約5万人となり、収益も増収となりました。なお、平成30年4月から指定管理者制度を導入したことにより黒字化を達成し、町の実質的な負担をなくすことができました。本年度では、にぎわいを増す道の駅玉村宿からの魅力発信をより強化、充実させるため、肉や野菜など地場特産品を町の名産品としてブランド定着化を図るとともに、PR活動を積極的に行うことで交流人口や関係人口の増加を目指し、町の魅力をさらに高めていきたいと考えております。

また、JAしばね支店跡地の活用につきましては、水害時の対応としていよいよ水防センターの建設が始まりますが、平常時には防災等に関する研修所として、地域の皆様にも有効活用していただけるよう、準備を進めているところでございます。

さらに、公約で掲げたこと以外の取り組みでは、交通弱者対策としてタクシー券補助事業や子育て支援として全児童館へのエアコンの設置、保育所、幼稚園の再編整備、民間保育事業者による土、日保育の拡充、放課後児童クラブの拡充、無料学習支援や子ども食堂の支援のほか、町道2602号線歩道整備事業や板井根石公園トイレ整備事業、勤労者センターの土地購入、また安全、安心なまちづくりの推進として小中学校や県立女子大学周辺への防犯カメラをこれまでの3倍に増設するなど、地域の課題解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

特に記憶に残る施策としては、就任以前の議会でもたびたび質問があった無人ヘリコプターによる農薬の空中散布では、健康や消費者の立場に立って廃止といたしました。幸いに生産者の協力もあり、

廃止したことによるその後の稲作への影響はなく、順調に経過をしております。また、新時代の幕あけとともに、本年5月に開かれたばらサミットでは、全国からの自治体の参加により開催され、ボランティアを初め各種団体の献身的な活動により成功裏に終了いたしました。今後も引き続き「ばらと緑のまち・たまむら」をつくっていきたいと思っております。

一方、財政健全化では、財政指標の1つとして最も憂慮された経常収支比率について触れてみますと、就任当時は97.8%でありましたが、平成29年度決算では97.1%、平成30年度決算では96.1%と、少しずつではありますが、改善傾向に転じさせることができました。財政調整基金現在高では減少傾向にありましたが、本年度末現在高ではプラスに転じる見込みであるとともに、地方債現在高も減少傾向にあり、将来にわたる財政負担についても着実に減少しているところでございます。

これまでの主な取り組みについてはただいま述べさせていただいたとおりでございますが、これらの取り組みにより、町の魅力を高めることが人口減少対策につながり、引いては定住促進と雇用拡大による財政基盤の安定化、すなわち財政の健全化につながるものと考え、地域の特色を生かした施策に力を注いでまいりました。しかしながら、今後ますます負担増が見込まれる社会保障関連経費や老朽化した公共施設の維持管理など、取り組むべき課題は山積しており、予断を許さない状況は続くものと思っておりますので、町長としての責務を全うすべく、改めて身を引き締めているところでございます。

次に、評価についてでございますが、人口問題では平成16年7月に3万8,409人とピークになって以来、13年連続で減少を続けてきた人口も、毎年4月1日を基準として比較すると、この4月はプラスとなり、減少傾向がおさまりつつあります。また、町税では、決算ベースで増加傾向にあり、本年度の税収見込みでも柱である町民税や固定資産税でも増収が見込まれ、未来への投資として進めてきたこれら取り組みの成果が徐々に広がりを見せ、まいた種が芽吹いてきたものと確信しております。今後も町の将来をしっかりと見据え、町の魅力を高めるとともに、町民の皆様が夢と希望を持って安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくりを進めるため、財政健全化の取り組みを一層推進し、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって引き続き全力を挙げて取り組んでいく所存でありますので、より一層のご理解とご協力、そしてご支援をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 続きまして、自席より一般質問していきたいと思っております。

新橋建設促進化事業の現状と今後について、またこの間配られました利根川新橋シンポジウムについて詳しくご説明をいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 利根川新橋の現状について、まずお話をしたいと思います。

利根川新橋については、県の事業として行ってもらいたいということで、前橋市と玉村町で協力して県に要望をし続けてきたところでございます。一方、県の立場といたしますか、見方が、前橋市の南部と玉村町が喜ぶ橋で、県全体には役に立たないのではないかというような、そういうことはないのですけれども、そういうことがありましたものですから、昨年度DVDを作成いたしまして、わずかな500メートルぐらいを整備すると、日赤や、それから南モール、けやきだとか、あるいは朝倉の工業団地だとか、玉村町の東部工業団地、宮郷、あるいは今計画中の産業団地だとかというところがすごく効果的な物流の関係、物流コストが下がって、生産性が上がると。そういうことが県にとっても有効で必要な投資だということで、昨年度DVDをつくって、各関係機関に配ったところでございます。

そして、今シンポジウムということで議員からお話がありましたが、できるだけ前橋市の市民や町民が今言ったようなことを理解していただいてというか、わかってもらって、この橋が必要なのだ。単に玉村町の人が南モールに行きやすくなるよというのではなくて、実はもう県央地区という場所が前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市含めた地区が、この橋によって地域経済が活性化するのですよ。それは、4車線のネットワークができて、高速が核になるわけでございますが、例えば東毛広幹道、それから高崎駒形線、縦には今申し上げました前橋玉村線のバイパスだとか、そういうことが4車線でつながることによって、例えば日赤やヘリポートがございますが、これは経済だけではなくて救急医療だとか防災のときに核になる。だから、そういう意味で無駄な投資ではないということで考えて、シンポジウムの話については前橋市がぜひやろうということで、前橋市のお声がけで、実は日赤の院長さんがパネラーで、それから救急担当の副部長さんが講演をするということで、シンポジウムとしてはいわゆるかたい橋をつくるというよりは、こういう総合的に役に立つ橋だということをシンポジウムの中で皆さんにわかってもらえたらなということで進めているところでございます。シンポジウムの現状は、予定はそういうことでございます。今後につきましては、できるだけ新知事にもこういう橋の必要性というのを理解してもらえそうな活動を続けていって、できるだけ早く県が事業着手していただければということで、これは前橋市と一緒に活動をしているところでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 次に、先ほどもお話がありましたけれども、BRTのバス事業、それと沿道サービス事業の現状と今後について、町長の公約にも道路の沿道が桜並木だけではなく、やっぱり玉村町にお店ができることが重要視されるのではないかという中で、そういうのも検討してきたと思いますが、その現状と今後についてお聞かせいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） BRTの事業についてお話をいたします。

ご存じのように、BRT事業は今県が事業主体となって、高崎駅から館林駅までということで計画をしております。私どもが聞いている範囲では、朝夕の通勤通学時間帯には1時間に3本とか4本、昼間でも一、二本通るということで、当玉村町にとっては鉄道がない町でございますので、第2の鉄道に近いものができる。定時性が確保できて、ちょっと待てば乗れるということで、大変期待しているところでございます。町といたしましては、今県の計画では道の駅と、それから文化センターのところに停留所を設けるということでございまして、そこに道の駅あるいは文化センターのところにできるだけたまりんだとか永井バスだとか、先ほどの答弁でもありましたが、群馬中央バスがつながることによって、BRTが町の人にとっても使いやすくなると。また、これは今後ですけれども、今協議しておりますが、パーク・アンド・ライド的な利用ということで、県と駐車場をどういうふうにしていこうかだとかということも協議していきたいと思っております。BRTについてはそういうことで、県が事業主体ですので、できるだけ早く町にとって役にというか、町が利用しやすいような格好で協議、お願いをしているところでございます。

それから、東毛広幹道の沿道利用のことでございますが、まず物すごく立地がいいということは誰もが認めているところでございます。立地条件がよくて、東毛広幹道沿い、高崎市側を見ていただくと、どんどん、どんどん開発して、工場が建って、また市場のところも用地買収をしているようですので、もうここ5年で一変するのではないかと。そのように玉村町もそういう立地の条件では大変いいということで、それはもう誰もが、町だけではなくて、周囲の企業の皆さんや流通業や生産業の方も大変いい場所だというふうに思っています。

一方、ご存じのように、東毛広幹道の周りは優良農地でございまして、生産性の高い農地になっておりまして、町としてはそういう農業を含めた産業構造がどうあるべきかというのを詰めていかなくはなりませんし、その辺をいろいろと考えながら、開発できるところは開発をしていきたいと思っております。繰り返しになりますが、町として全体の産業構造をどのように考えていくか、また今ある東毛広幹道のいい立地条件をどういうふうにかかしていったらいいかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 副町長、ありがとうございました。

最後に、角田町長に今後に向けての考え方、また抱負について再度お聞きしたいのと、今の気持ちをお聞かせいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 最初のこの新橋、そしてBRTということで、玉村町に非常に今後発展といえますか、深い関係がある両方とも大事業でありますので、私も積極的に行っていきたい、誘致していききたいというふうに思いますが、なかなか専門的に、どういう手順で、どういうふうに行っていくのが一番可能性があるのかということで、現在副町長を中心にいろんな方策を考えておるところでございます。

新橋に関しましては、やはり産業の振興とか、あるいは医療の関連で便利になる。あるいは、非常に生命の保全が保たれるということだけではなくに、地域の方々がどういうふうを考え、そして橋が必要なのかという機運をやはり直接感じていただかないと、なかなか町として進めることはできないというふうに思っております。そのようなことで、今回のシンポジウムはぜひ玉村町、そして前橋市の地域の方々にご理解いただいて、これを進めたいというふうに考えております。

また、沿道サービスは私も町長に就任するときにも言われましたし、そのままずっといろんな方から催促されたわけでございますけれども、なかなか農振除外に関するもの、あるいは玉村町のマスタープラン等に関して、あるいは総合計画に関して、沿道の農地に関する方向性が示されていないということが一番のネックになっていて、なかなか手がつけれないということがありました。それに関しまして、いろんな全国の除外等の例などもお聞きしたりしてはいましたけれども、なかなか一朝一夕にできるものではなくに、やはり町としてどういうふうに関業、あるいは住居等を計画していくかという、この計画性と息の長い取り組みが必要であるというふうに感じておるところであります。今回知事もかわり、県の担当者もいろいろな変化があるというふうに期待しておるところでありますけれども、やはり引き続きこの地道な取り組みをしていかないと、決して生易しいものではないというふうに思っております。

先ほど語る今までの私の3年半にわたる町政への取り組みを述べさせていただきましたけれども、まだまだ財政に関しましても人口の減少に対する取り組みに関しましてもまだまだ途上でありまして、成果もさほど出ていないというのが実情であります。その上で、やはり両方ともかなりの自治体の取り組むべき課題となっておるのは認識しておりますが、その中でも自分たちの町をどういうふうに関展させるかということは必然的な町政を担う者としては課題であるというふうに感じております。

今後どういうふうに関っていくかで、先ほど浅見議員が言われてはいましたけれども、今後私の去就に関しまして、いろいろ皆様にこのお話をいただいておりますが、私がもし町政を担当するにいたしましても、果たして町にどういうことができるのか、自分自身には何ができるのか十分考えた上で、この後援会の皆様のご意見もお聞きしながら決断をしたいというふうに思っております。町がどういうことを必要として、あるいは何ができるのかということが、一番私自身は問題といたしておるところでありまして、今後考えさせていただきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番浅見武志議員。

[9 番 浅見武志君発言]

◇ 9 番（浅見武志君） 3年半の実績については、私どもも見ていましたので、よくこういったことが行われていたというのはわかります。また、抱負についても、これからの玉村町の未来を見据えて、いろんな方と相談をしていかなければならない。また、私としては最後、町長、進退どうするのですかと聞きたいところであったのですが、先ほどの答弁の中にもございました。後援会、また知人の方と相談をしながら、先を見ていきたいというお言葉でしたので、内容を把握しまして、一般質問をこれで最後とします。ありがとうございました。

◇ 議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後 2 時 4 5 分に再開します。

午後 2 時 2 7 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

◇ 議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇ 議長（高橋茂樹君） 次に、12番石内國雄議員の発言を許します。

[12 番 石内國雄君登壇]

◇ 12 番（石内國雄君） 議席番号 12 番石内國雄でございます。傍聴に来ておられる方、ご苦労さまでございます。

九州の北部豪雨が先日ありまして、被災された皆様に対しては心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早く日常生活が戻るようにお祈りいたしております。また、オリンピック・パラリンピック開催までが 1 年となる中、最近いろんな番組で特集されている中で、今回のオリンピックについてはパラリンピックの方々の特集が多いかなというので、私もよく見ております。その中で、パラリンピックに参加する方、またその周りの方々の挑戦する姿を見ながら感動しているところでございます。先ほど北九州北部の話をしましたけれども、地球環境がやっぱり温暖化がかなり進んでいるということで、また台風も近づいてきておるようです。異常気象、異常気象というので、一時いろんな形で議会でも取り上げましたけれども、もう異常気象ではなくて、日常的にも入ってくるような、そういうような形で、今後の対策だとか、そういうのも考える時期に来ているのかなというのも昨今思っております。

その中で、今回の質問については、町民の生命の安全確保とか、そういう面で取り上げさせていただいております。2 点ほど取り上げさせていただいております。1 点は、防火シャッターの安全管理は万全かということ、それから 2 点目は防災対策としての非常用の電源装置の確保についてという形で、これは前にも 1 回質問しておりますが、今回も取り上げさせていただいております。

初めに、防火シャッター等の安全管理は万全かというようなことなのですが、学校やいろんなビル

の中で、またガレージなどに設置されている電動式のシャッターが作動しておりたときに、体を挟まれて死傷者が出たり、物すごい重軽傷を負うというような、そういう事故が起きておるわけです。その防火シャッターの閉鎖作動の危害の防止について、点検時において安全対策をなさよという事務連絡も再三行政のほうに送られております。また、その後、平成17年の12月には法が改正されて、建築基準法施行令が施行されました。その中では、防火シャッター等の開閉作動時の危害の防止装置、これが義務づけられております。なかなか義務づけられているといっても、お金のかかることですので、そうはどんどん、どんどんやられているということではなくて、全国的にもまだまだあれなのですが、群馬県では徐々に進んできているようであります。

そこで、質問なのですが、町の公共施設にある防火シャッターの設置状況は現状どうなっているのか。

また、防火シャッターの点検はどうなっているのか。

防火シャッターの開閉作動の確認の状況はどうなっているか。

また、防火シャッターの設置位置、役割、作動状況及び危険性等についての認識、周知等の徹底はどのように実施しておりますか。

また、玉村町に設置されている防火シャッターの閉鎖作動時の危険防止機器等の設置の状況はどうなっているか。これは義務化されたということで、それに対して町はどのように今対応をしておりますかということです。

それから、町の公共施設にある防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止に対する対策はどういうふうな形でとっているかと。今後の方向、今までの現状をお示しいただきたいということです。

2番目の防災対策としての非常用発電機工事の進捗ということなのですが、前に一般質問等でもさせていただきまして、今年度予算に防災対策として非常用電源の底上げというか、棟上げというか、そういう工事を実施するという予算が計上されておりますが、最近全員協議会で説明もされておりますが、その実施は今現在どのような状況で、今後どのようになっているかというのをご説明いただきたい。

以上で1回目の質問を終了させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、防火シャッター等の安全管理についてお答えいたします。防火シャッターにつきましては、火災が発生した際に区画を閉鎖し、火災の延焼を防ぐための設備であります。しかしながら、石内議員がご指摘のとおり、設備の誤作動や人為的ミス等により、閉鎖作動時の事故が全国で起きており、過去には小学校で防火シャッターに挟まれて児童が亡くなるという痛ましい事故も発生しております。町といたしましても、同様の事故が発生しないよう、教育委員会も含めて適正な管理運用を

進めているところでございます。

それでは、まず町の公共施設における防火シャッターの設置状況についてですが、防火シャッターが設置してある公共施設は役場庁舎、文化センター及び各小中学校となっており、設置数は役場庁舎と文化センターがそれぞれ3カ所、小中学校については学校によって建物の構造が異なるため、5カ所から15カ所となっております。

次に、防火シャッターの点検状況につきましては、全ての施設が専門業者による点検を行っており、役場庁舎と各小中学校は消防用設備点検を年2回、文化センターは年2回の消防用設備点検に加え、防火設備点検も年1回実施しております。防火シャッターの閉鎖作動の確認につきましても、これらの点検の中で実施しております。

次に、設置位置、役割、作動状況及び危険性等についての認識、周知徹底についてお答えいたします。設置位置と役割につきましては、それぞれの建物を建築する際に、建築基準法上の防火区画等の基準に基づき設計されており、火災が燃え広がる勢いを抑えるための延焼対策の1つとして、適正な位置に設置されていると認識しております。作動状況につきましては、実際に火災が発生したことはございませんが、それぞれの施設において定期点検時に作動試験を実施しております。また、危険性につきましては、実際に防火シャッターにおける事故が他で発生していることから、状況や使い方によっては重大な事故にもつながる可能性があるものと認識しております。防火シャッターの周知につきましては、防火シャッター設置位置がわかるよう、設置場所の床面への標示、または張り紙を設置するなど周知を図っております。

次に、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止機構等の設置状況につきましては、国の安全基準が改正される前の建築された施設については設置されていないものが多く、役場庁舎、文化センターの一部及び5つの小中学校において、危害防止機構のない防火シャッターが存在いたします。

次に、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に対する対策についてお答えいたします。文化センターにおきましては、常に不特定多数の方が利用することを踏まえ、必要な箇所に後づけで危害防止機構を設置いたしました。その他の施設につきましては施設の改修時にあわせて順次対応しているところでございます。また、実際に発生した事故の原因を調べますと、設備の誤作動によるものと人為的ミスによるものがあります。まずは、専門業者による点検や日常点検を確実にを行い、機器の誤作動や部品の劣化による事故等の防止に努めてまいります。

また、人為的ミスにつきましては、防火シャッターについての知識や危険性について、それぞれの施設管理の担当者だけでなく、実際に火災が発生した際に対応する町職員が共有できるよう、周知を図ってまいります。また、小中学校におきましては、避難訓練時に児童生徒に対して避難経路の確認等、指導の徹底を図ってまいります。

次に、非常用発電機工事の進捗についてお答えいたします。役場庁舎の非常用発電機につきましては、玉村町総合防災マップが見直され、役場庁舎の敷地における浸水想定の水深が変更されたことに

より、現在1階に設置している非常用発電機の浸水への対応が必要となったものでございます。当初の考え方につきましては、非常用発電機を浸水想定の水深よりも高い位置に移設するもので、今年度予算において設計委託費として工事請負費を計上いたしました。現在防災対策全体の観点から、その手法や進め方を再検討しております。その理由といたしましては、非常用発電機だけでなく、庁舎内の電気配線や電気設備についても、浸水によるショート等の被害を想定していないこと、また役場庁舎の建設当初において、保健センターを災害時の避難所として計画していなかったため、保健センターへの非常用電源が供給されていないといった状況がございます。また、その後の調査により、非常用電源が現在の1階に設置してあったとしても、配電設備等を改修することで1メートル未満の浸水には対応できる可能性も出てまいりました。

これらの状況を勘案し、単に非常用発電機を移設するのではなく、今年度は役場庁舎全体の電気系統の調査を行い、その調査結果に基づき、費用対効果も含めた対応策を検討することといたしました。その上で、優先順位を定め、より防災対策として効果のある対応策を段階的に実施してまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自席より2回目からの質問をさせていただきます。

まず、設置状況という形では、役場に3個、それから文化センターに3個ということで、そのほかの公共施設にはなくて、あと小学校が5から15ということで概略的にお話しいただいたのですが、全部で何基、合計何基になっておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 数の合計はちょっと出ておりませんが、役場のほうが3基、それから文化センターにつきましても3基、それから小学校については玉小が5カ所、上陽小が9カ所、芝根小が9カ所、中央小学校が13カ所、南小学校が6カ所、玉村中学校が15カ所、南中学校が6カ所ということで設置されているというデータがございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 足し算しなければならぬのですが、大変な数で、たくさんということで。特に学校が、玉中が15、中央小が13ということで、あと9カ所、9カ所と結構数があるのですが、先ほどこれだけのシャッターがある中で、お答えいただいた中に点検はどういうふうになっているか、整備はどういうふうになっているかといったときに、年に2回程度、業者の方に依頼して確認してもらっていますというお話がありましたが、業者が確認するときには例えば学校である場合に、確認しているところを例えば校長先生とか教頭先生とかが立ち会ったりなんかしているのでしょうか。大丈夫

でしたよと報告を受けるだけなのでしょう。その辺はどうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 学校には生徒がいるときにはできませんので、夏休みであるとか冬休みであるとか、そういう長期休業を利用して業者に入ってもらいます。そのときには当然管理職が立ち会って、一緒に大丈夫かというのは確認しております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） お話をいろいろちょっと聞いていた中で、例えばそういうのを群馬県で今高崎市、前橋市、伊勢崎市近辺から現状確認をして、その設備はどうなっているのかというような全国的にもやっているのですが、そういうふうにしたところで、意外に問題があるのだよねと言われたのが、業者任せだということだったのです。業者任せは、業者の方がこれだけの数ありますから、ぱっと見て1つ1つ点検している作業を例えば校長先生がずっと確認しているかという、なかなかそんな場面は想像ができないわけです。毎年同じ業者がやっているということです。その中で、ちょっとそういう作業をしていたり、点検した業者の方からお話を聞いたときに、実はシャッターですから、ぐるぐる作動する、回すものがある、電動であれ、何でもあるわけです。それでシャッターを閉めるわけです。事故が起きたときというのは、それがゆっくりおりのではなくて、すんと落ちたりなんかすると死んでしまったりとか、または子供たちがある程度の空間が残っているときになると入れると思って、そこですっと飛び込むとかという形で落ちると挟まれます。そういうようなので事故に起きています。通常ときには起きないです。

私が、先ほどの質問の中でいろんな研修だとかそういうのはどうなのかというのは、作業をする人、それから子供たち、シャッターというのがこういうものなのだよねということで、これがもし落ちて自分の上に来たら、どれだけ重いものが来て、どういうふうになるかというのまで認識してあげているような研修だとか、そういうのはしているのかどうかというのが非常に重要になってくるのかなと思います。その辺の研修は、先ほどの研修の話で行くと、そこまでは入っていないので、その辺についてどう思うかというのが1つと、業者の方がいろいろな形で見たとときに、こういう例が幾つか見られましたというのが、驚いたことが、安全に大丈夫ですよと、作動もしましたよというので報告は受けていたのだけれども、さびついていて実際には動かなかった。また、それどころではなくて、回すものがあったときに、その回すものがのけていて、作動するときどういうふうに点検したかという、ドライバーでぶち込んでがあとやると回ります。があとやれば戻ります。その点検がしやすいので、ハンドルを抜いたままにしてあったとか、それがなかったとか、そんなことが実際にいっぱいあるみたいなのです。そこで、まず玉村町については、点検作業とか校長先生が立ち会っているという話なのですが、実際にその辺の細かい着実な点検をされているかどうかについて、

まず現状を教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 実際には、確実に一個一個のところを管理職、教頭なり校長なりが見て回るということは実際にはしていないのが実情だと思います。チェックリストがあって、1つ1つチェックをしてあるということで、専門的であるので、それで大丈夫だろうというふうになってしまっているのかなというのが現実だと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 現実はそのなかのと思うのです。

そういうふうにしていったときに、業者任せにしておくとうかがうことが起きるかという、ずっと業者の方が同じその場に来てやるものですから、さっき言ったドライバーだとか何とか、作業がやりやすいように、問題がないのだからというので、それでめったに使うものではないし、火事なんか学校ではそんなに起きないだろうとかいうような中で、安易になってきているというのが全国的な話なのです。その中で町の担当する方はどうするのかということが非常に重要なのだろうなというふうに思うのです。

そこで、例えば作動作業ももし何かあったときに、シャッターを閉める人はどなたが閉めますかという話なのです。役場のいろんなところにあったときに、その課長さんだとか係長さんだとか、学校であればその近くの担当の先生だとか、誰々なのかということなのですか、その方がそもそも担当が誰になっていて、その方が作動をしたことが実際に何回もあるかどうか。実際に自分で作動点検をしていけば、そういうことがわかるかと思うのですが、その辺については玉村町は大丈夫なのでしょう。どちらでも結構です。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 役場の庁舎につきましては、業者に委託して年2回、作動の点検を実施しております。そちらの報告書につきましても、総務課のほうに上げていただいて、確認をさせていただいていると。点検のときには、職員が立ち会うようにはしております。動作確認につきましては、毎年役場の中で行います消火訓練等ありますので、そのときに実際に防火シャッターを作動させて、動くかどうかというのをおわせて確認をするというような作業を行っております。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 防火シャッターについては、恐らく煙とか熱とかで感知で自動おりののが一般的で、あとは手動でも押せる装置があるのかなと思うのですが、だから誰が押すとかと

いう担当ではなくて、基本的には自動におりてくるというのかなと思うのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自動的なものが多いのだと思うのですが、自動的なものであると、子供たちへの周知が一番大事になってくると思うのですが、その辺は学校のほうではどのようなことをやるようにしておりますか。要するに自動でおりてくるものはおっかないのです。子供たちというか、私もそうですけれども、おりてくると待つ人いないのです。無理しても飛び込むのです。無理しても飛び込んだときに落ちるのです。そこが、だからこれはおっかないのだよと、ここまで来たらくぐれないのだよとか、ほかのところへ行くのだよとかいうようなことが必要になってくるのですけれども、そういうような子供たちへの周知だとか、防災訓練のときの話だとかというのはどのように今されていますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 学校では避難訓練を年に二、三回ぐらいやっていると思うのですが、基本的には火元に近づかないというのが大原則になっているので、防火シャッターが閉まるようなところには近づかないような誘導の方法で避難訓練は実際にはしています。

それから、さっき誤作動という話があったのですが、やはり調べてみると誤作動でおりにきたところに、無理してくぐり抜けようとしてランドセルがひっかかってしまった死亡事例もあるなんていうこともあったようなので、今は防火シャッターの下にかなり大きな黄色い、おりてきますよみたいな、工事現場みたいな印がしてありますので、掃除とかでそこには立ちどまらないようにというような指導はしているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 危ないよというような形で目に訴えておるということです。結構大事なのは、子供たちは実体験とか、そういうのがないと非常に身につくのだと思います。大人は何だかんだといってもいろいろ考えて、自分は動ける、動けないとか、いろんな判断をしますけれども、子供たちは敏捷なので、ぼっぼっと動いてしまう部分があるので、そういう部分では危険なものは危険なのだよという認識をする必要が学校にはあるのだらうなと思います。庁舎なんかのほうだとみんな大人がほとんどですから、そういうことはないかと思いますが、お客さんはそうではないですよということがあるので、お客さん、来所された方に対してどういうふうに配慮ができるのかなというのが重要な視点なのではないかなと思いますので、訓練だとか、認識だとかというのはその辺が大事なのかなと思いますので、ぜひ今後については取り組んでもらいたいと思いますが、いかがなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 石内國雄議員の言ったそのとおりだと思いますので、例えば実際に多分子供たちは防火シャッターがおりたところを見たことがないのかなと思うのです。なので、訓練のときとかに実際におろしてみても、ここに挟まると危険だよということを見せるなんていうことも1つできるのかなと思いますので、ぜひ今後考えていきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひよろしく願いいたします。現物を認識するというのは非常に大切なことかなと思います。

それと、回答していただいた中に、法令が変わる前の設備と変わった後の設備というので、変わる前の設備については順次改修時に行っていくというようなお話があったのですが、現実ここ四、五年の間で結構なのですが、改修したものというのは何基ぐらいあるのでしょうか。また、法令前のがこの全体の中で何基あって、これから改修だとかそういうのでしていかなければならないのがどれほどの残りがあるのでしょうか。もうほとんど終わっているということであれば安心できるのですが、いかがなものでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 法律のほうは17年でしたか、建築基準法のほうが変わっております。

町のほうとしますと、その後文化センターでは改修工事を行った際に設置を3基中2基、設置をしております。1基については、避難経路上必要ないというようなことがありましたので、そちらのほうの装置についてはつけておりません。玉村小学校につきましても、大規模改修等を行った際に設置をしております。それから、同じように中央小学校、それから玉村中学校についても設置をされているということでもあります。

ついていないのは、上陽小、芝根小、南小、南中、それから役場にはまだ設置がされていないということでもあります。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 結構新しいものをつけているということであれなのですが、改修をするというと、結局メンテナンスを見て、メーカーの方に見てもらって見積もりをとってやるということになると思うのですが、今玉村町でつけている防火シャッター、防災シャッターですが、それについては1基どのぐらいのお金がかかるものなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センターで平成18年4月に既存のシャッターに追加で危害防止機構をつけて設置したのですけれども、そのとき2基につけました。金額的には53万5,500円でした。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） そうすると、その機器というのは結構下のほうで支えられるような感じのやつですか、新しいやり方という形なのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 一気に下がらないように、今追加でできる施設になっています。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） それがいいのだろうと思います。結構防火シャッターをやって、業者の方、メーカーの方に見てもらったりなんかすると、結果的に総取りかえみたいなお話になると、二、三百万かかるみたいです。作動状況がよければ、下がってくるときに全部下がり切らない、要するに足をつけて、特許を取っていると思うのですけれども、足をつけて、そこへとまるようにしっかり枠が入っている。枠が入って四、五十センチのところには、ゴムだとか何とか、これもあれでしょうけれども、そういうところで煙とか火とかは一応シャットアウトできるというものが今出てきているということも聞いていまして、もし町がやるのであれば、そういうものもいいのだろうということもありまして、この質問も中には入れたのですが。

その中で、一応そういうふうにすると、今言った2基やっても50万円ぐらいで、下手すれば30万円ぐらいで、ものではできるという形で、本来何百万もかかるのが、そういう少ないお金で、予算でできるということです。そうやってきたときに、1基例えば30万円とか50万円といったときに、今までまだ設置していない防火シャッターについても、今後設置していく必要があるかと思うのです。1年間に予算がそんなにお金がないですから、ぼんと全部つけられたということにはならないですし、ただそれでも何かあったときには命を守るものですから、大事なものになるのだろうと思います。それについては、これの変更する設置変更の計画等は、今町は持っておるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 防火シャッターの危害防止装置の設置につきましての計画というのは特に持ってございませんで、予定ではこれまでどおり大規模な改修等があった際には設置していくというようなことが今までの考え方だったかなというふうには思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 町長、ちょっとお話をお聞きしたいのですが、例えば大規模改修工事という形になると、学校だとかいろいろ施設があるではないですか。そうすると、ここ例えば5年ぐらいの間とか、ここ10年の間に幾つできるかなということなのだろうと思うのです。そうしたときには、この防火シャッターとか、要するに人の命を守る装置について、そこまでのんびりしていいのかなというのがあるのですが、町長のご感想をちょっと教えていただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 議員がおっしゃるように、危険が伴うということですので、そのようなことが予知されるものに対してはその防止策を講じるというのが常識といたしますか、考えられるところでもあります。ただ、それなりのお金もかかりますので、現在まで特に小学校等におきましては十分注意をするとともに、大規模工事を待って取りかえるということだろうと思いますが、現在そういうのでこの事故が起こっているということも事実でありますので、今後どの程度の費用がかかるのか、そしてどこがやはり優先的にやらなければならないのかということを検討させていただきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思うのです。

点検とか、そういう話のときに、先ほどチェック項目を、点検して、レ点を入れて報告書が上がってきて、稟議で各担当の責任者の方が間違いなく全部点検しているねという形で今までずっと推移していて、今のところ問題はなかったのだろうと思うのです。でも、現実実際に点検してみたら誤作動ではなくて、作動をそもそもしないとか、そういうようなことが結構やっている業者の方からはそういうのがありましたという話があったのです。ある業者は、例えば現状調査報告書というので、こういう形でその場所、場所の写真を撮って、こういう状況になっていますよ、だから大丈夫ですよとか、こここのところがさっき言ったように物がありませんよとか、線が切れていますよとかいうような形で、一基一基こういう検査をしているのだそうです。

私は、防火シャッターを全て例えば来年中に全部取りかえるべきだと、金があればそれはそのほうがいいのですけれども、そうではなくて、まずは現状のついているものの装置がちゃんと動いているかどうかというようなものを、視覚でもしっかり確認できるような検査を1回取り入れて、それを見てみるべきかなと思うのです。それで、その上でAランク、Bランク、Cランク、Dランクとかこうやって、早くやらなければいけないものとか、ここは大丈夫だよねというようなものを仕分けして、例えば何年間計画を立てて、1つ1つ安全性を高めていくというのが、この町には今の時点では必要ではないのかなと思うのです。そういう面では、こういうようなことをやってくれるところを選んだ

りとかしてやるのが非常に町のためにはいいのかなというふうに思います。やっぱり点検しましたよというので、一番の問題はやっぱり業者のことを疑うわけではないのですけれども、現物がどうなっているのかというのが確認できない状態で、動きましたよ、大丈夫でしたよということで、そのまま判こを押されていくというのが一番直さなければならないというか、直していくべきではないのかなと思います。今後についてはどういうふうな形でやっていこうかなと思われているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 点検のほうは、毎年適正な時期に実施をしておるということでもあります。石内議員おっしゃるとおり、実際にそれぞれの機器によって今どういう状態になっているかというのを全部のものを一遍に把握できるような、そういう調査というのをやっておりませんので、それぞれの機器の動作確認等をやっているというふうなことはありますが、老朽化というのもあるかと思えます。でありますので、そういった調査が必要かどうかというのも今後研究しながら、もし早目な設置が必要ということであれば、そういったものを優先的に導入できるように研究していきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ研究した後、実行に移していただければと思います。

全国的にいくと、まだまだ防火設備のこれを直しているところがまだ少ないようです。その中でも群馬県は突出して進んでいるようです。その中で高崎市、前橋市、伊勢崎市が今やっているそうでございます。まずは1つ1つの点検をやって、そこで総点検をした後、評価をして、工事を、予算をとってやっていると。その予算のとり方は、物の状況によってだと思えますけれども、そういうところを参考にさせていただいて、ぜひ玉村町の中でもかなりやっぱり数ありますので、子供たちの命とか、または町民の方の命を守るためにも、こういう設備については極力早目にできるような予算措置をしていかなければならないのではないかなと思います。いろいろ検討していくということですので、ご期待をしております。

2番目の防災対策の非常用電源の話なのですが、この間の説明を聞いたときにちょっと苦言みたいな話になってしまうのですが、私もそこまでは、配線の関係だとか、そういうものまでわからなかったもので、2階に上がれば水が来ないのだからいいのだよねという感じで提案をさせていただいたり、いろいろお話をさせていただいたのですが、今回答えていただいた中では、下から少し上へ上げてても配線の関係で結局は余り有効でなかったり、また結局上のほうのやつをどういうふうに使って、配線を変えたりとか、または保健センターのところもトータル的に考えるということなので、それは当然トータル的に考えて、早急に措置しなければいけないのではないかなと思うのですが、なぜそれを予算の計上をする前にやらなかったのかというのが疑問なのです。予算を計上して、だから要するに提

案なんか受けたときにどうなのだというので、いろいろ検討した上で予算を計上すると私は思っているのですが、その辺の予算を計上するときの経緯についてはちょっとお話をいただきたいのですが。予算を計上するときに、なぜそういうことまで、あとからではなくて、ちゃんと確認して予算計上すべきではないかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） おっしゃるとおりだと思います。

当初浸水想定区域ということがありましたので、非常用電源を確保するという事で移設をして、高いところに設置をしていけば大丈夫ではないかというようなことで一応話を進めておったところなのですが、実際にそれを具体的に話をよく確認してみたところ、例えば保健センターの避難場所ですか、今のところ水害等発生したときの自主避難所になっていたりします。そういったところに電源が供給するような状況になっていなかったというようなことで、その辺について後からわかってきたということがありましたので、ちょっとやはり準備不足だったかなというふうに思っております。でありますので、もう一度詳しく調査をよくして、せっかくやる工事でありますので、そういった落ち度がないようなものにしていきたいということで、今回改めて予算を調査費のほうにかえさせていただいて、しっかりとやっていきたいというふうに今思っているところであります。でありますので、本来でしたらば当初からもう少し準備をしっかりと行っていけばよかったということでありますので、今後はそういったことがないようにしていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） あえて言わせたような感じで申しわけないのですが、私もただ上げればいいのではないかなという思いで、まず2階にというので単純に言ってしまったほうですので、そこは反省しなければいけないかなと思うのですけれども、それを受けてやっぱり役場で1つ1つの仕事をしていくときに、トータル的なものを見て、上で1つ1つやる必要があるのかなと思います。ぜひそれは今後やっていただきたいと思ひますし、今回のことについてはそれを予算に計上してしまったのだからとりあえずやるのだよというのではなくて、そこを見直しをするという決断ができたということはすごいことなのだろうなというふうな評価もしております。でも、何で、残念だなというのがあったものですから、一言そういう話です。

例えば今調査費に切りかえて、大きなお金の使い方になるかと思うのですが、予定的には、スケジュール的には、今年度はなかなか難しいと思うのですが、来年度には何とかそれが整備できるような形なのではないでしょうか。それとか、いつもエネルギーの話でいったときに、太陽光発電の有効性というのを訴えているのですけれども、例えば屋上の電源確保という話になれば、太陽光を設置して、お金もかかるかもしれませんが、太陽光を設置することによってその辺の効果というのは検討されたのでし

ようか。それとも、その分は初めからされないで、それは初めから除外されていたということなのでしょう。今後はそれも検討する余地はあるのでしょうか、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今後の予定ということであろうかと思えます。一応今回調査のほうを改めてしっかりさせていただくということで、できるだけ早く調査のほうは行っていきたいというふうに思っております。

その調査が早く済めば、今年度中にもしてできるような対応の工事等の措置があれば、できるだけ早くやっていきたいというふうに考えておりますので、状況によっては今年度からスタートしていきなというふうに思います。大きな工事が必要ということになれば、新たに来年度以降、また予算をとって確保させていただいてしていきたいというふうにも考えております。いずれにいたしましても、できるだけ早くやるということが重要だと思えますので、なるべく早くできるような対策をとっていきたいというふうに思っております。

太陽光発電につきましては、今のところ考えておらなかったということでありますので、今後研究を進めていきたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 太陽光についてはいろいろあるかと思うのです。ただ、地震があってもある程度そういう配線がしっかりしていればちゃんと発電、おてんとうさまは上がりますので、発電はしてくれますし、ある程度の確実なものは確保できるということがありますので、行政が積極的にそういうものは取り入れて、非常電源という形のものを取り入れていくというのが必要なのではないかと思うのです。

それで一応優位性を持っているのは、例えば非常電源という形で燃料を使ってやるということになると、その備蓄の量で終わります。例えばそれが40分とか1日とか2日で終わってしまいます。太陽光のほうでそれがなければ、別にずっとついているわけですので、ずっとそれが使えるという話なのです。壊れてしまえば何でも同じですけれども。そういう面では、今後防災という形で、防災の拠点とか、そういうようなところというのは電源の確保という面でいくと太陽光というのは有効なのだろうと思います。それは、町の行政もわかっておられまして、第4保育所するときには乗っています。そういうようなものをぽつん、ぽつんとやるのではなくて、大々的に考え方を変えていろんな面で利用するというような積極的な取り組みが必要なのではないかなと。特に防災に関しては必要なものは必要だという形で準備することが大事なことかなと思いますので、今後検討していただいて、早く非常電源の確保等が、今のところ玉村町は被災するということが少ないというふうに思われていますが、これ最近の北九州のあれを見ても、雨の降り方で利根川の上流で起きると、まず玉村町から洪水にな

るという、国土交通省の河川の人から聞いたときにも、一番最初が玉村町なのですねと。玉村町から南がずっと水没するのですよねと。その起点が玉村町なのです。だから、玉村町は確実に量によってはあるところなので、そういう非常電源の確保だとか防災拠点の話だとか水防センターだとかいろいろありますが、そういう防災拠点の確保だとか非常電源の確保とかというのは非常に重要なところかなと思いますので、ぜひ検討していただくということを期待して、質問を終わらせていただきます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。3時50分に再開します。

午後3時34分休憩

午後3時50分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

本日最後の一般質問になります。疲れていますが、実りある質問になるよう努力いたします。よろしく願いいたします。また、傍聴に来られた方、お忙しい中長い間大変ありがとうございます。

実は、先月の20日、議会で八ッ場ダムの視察研修に行きました。我々議員それぞれ感じるころがあったと思います。私は、56年前の中学校での地理の授業を思い出しました。先生が、八ッ場ダムの話をしていました。利根川の上流の吾妻川にダムをつくる計画がある。そこは、深い溪谷があり、もしできれば巨大なダムができるのだと熱く語っていました。あのときは東京オリンピックの前年で、日本の高度成長の入り口でした。日本全体が沸き立っていて、中学1年生の13歳の少年も、日本一のダムができるのかな、すごいな、どんなダムなのだろうと想像していました。あれから56年が過ぎ、完成したダムを見ました。ああ、これが先生が話していたダムか。でも、余り大きさは感じませんでした。感じたのは、ダムの上流に高くて長くて立派な橋がかけられていたことでした。

もう一つの記憶は3年のとき、同じく社会科授業でしたが、政治経済に関する授業でした。その中で、ゆりかごから墓場までという言葉が教科書に出てきました。ヨーロッパの社会保障制度の充実をあらわす言葉として使われていたわけですが、ヨーロッパはすごいなと感じたことを記憶しています。

ところで、議員になり、町行政にかかわることになって感じるのですが、町の仕事はゆりかごから始まり、墓場を通り越して、町のお祭り、さらに道の駅のもうけまで心配しなくてはならない。実に

範囲が広いなということです。この広い町行政の中で、今回は健康と安全、そして道の駅をテーマに質問します。

質問は4項目、まず第1の質問、玉村町の健康診断について伺います。ピロリ菌の感染が胃がんの大きな原因であり、除菌治療すると胃がんの発症リスクが減少すること。胃がん減少への有効な手段で、既にピロリ菌検査を実施している自治体もあります。玉村町でも胃がん対策としてピロリ菌検査を実施すべきと考えますが、町の対応をお聞きします。

第2の質問、町では住民主導型介護予防事業として筋力トレーニングを実施しています。平成27年7月の時点では、36カ所の地域で実施されていたとのこと。現在の状況はどのようになっていますか。場所の数、人数、年齢等。また、そのトレーニングには、町はどのようにかかわっていますか。効果はどのようにあらわれていますか。私は、家に帰ってからトレーニングする人がほとんどいないことが気になります。課題をどのように捉えていますか。

第3の質問、昨年6月の定例会で現状のカーブミラーは高くて見にくいものが多い。見やすさ、安全性を考えると、取り付け高さを現状よりも低い2.2メートルに変更すべきだと提案しました。その提案に対し、道路反射鏡ハンドブックに記載されている標準取り付け高さ、ミラー下面の高さ2.5メートルを基準に対応するとの回答でした。つれない回答だと感じましたが、2.5メートルという基準が示され、この基準に沿って取り付けが進めば、高過ぎるミラーはなくなるだろうと期待していました。

ところで、今文化センター周辺まちづくり事業の第Ⅱ期の造成工事中ですが、既にカーブミラーが6カ所設置されています。その中には、高さ2.5メートルを超えるものが4カ所もありました。高いものは2.8メートルもあった。設置条件は同じだと考えられる。2.5メートルに統一されてよいはず。なぜ基準を超えたミラーがあるのか。高さをどのように管理しているのか、お聞きします。

続いて、最後の質問です。第4の質問、道の駅についてもお聞きします。道の駅の東野駐車場、コーンが置かれ、駐車できない区域があります。駐車場の目的を果たしていない、異様な感じもする。なぜコーンを置くようになったのか。その経緯と、今後もこの状態を続けるのか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ピロリ菌検査の追加についてお答えいたします。町では、早期発見、早期治療につなげるため、40歳以上の人を対象に胃がん検診として2種類の検査方法を実施しております。1つ目は、バリウム検査であり、これは正式には上部消化管造影検査と言われ、食道、胃、十二指腸の病変を見つけるための検査であります。2つ目は、胃内視鏡検査でありまして、先端に高性能カメラがついた細いチューブを口や鼻から挿入し、同様な部位を観察する検査であります。この2つの検査方法

は、厚生労働省がん検診のあり方検討会の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおいて、複数の観察研究における死亡率減少効果の相応な証拠が示されており、対策型検診として推奨されています。

お尋ねのピロリ菌につきましては、疫学調査から胃がんがピロリ菌感染粘膜（萎縮性胃炎）から発生することが多く、感染のない粘膜からはほとんど発生しないと報告されています。一方、50歳以上では約半数以上の方がピロリ菌に感染しているにもかかわらず、その中で実際に胃がんを発症する人は一部とも言われています。このことは、ピロリ菌感染粘膜症のほか、個人の体質、生活習慣、環境因子等も重要な発症起因になっていることを示しています。

また、ペプシノゲン検査やヘリコバクターピロリ菌抗体検査の単独及び併用法につきましては、まだ死亡率減少効果の判断証拠が不十分であり、胃がん抑止効果による便益とピロリ菌等検査費用の収支判断ができないため、国や県では対策型検診としての住民検診には推奨していません。

議員のおっしゃるとおり、一部の自治体ではピロリ菌等検査を実施しているところであり、当町においてもその効果について情報収集に努めるとともに、学会や医師会等の動向に注視し、費用と効果を踏まえた上で適切に判断していきたいと考えております。なお、個人の判断に基づくピロリ菌検査については、主治医や医療機関ともご相談の上、ご判断くださいますようお願いいたします。

以上のようなことを踏まえ、今後とも町民の皆様が健康で安心して生活できるよう、適切ながん検診の実施に取り組んでまいります。

次に、筋力トレーニングの現状と効果、課題についてお答えいたします。町内で行われている筋力トレーニングにつきましては、現在41カ所の地域で行われており、おおよそ800人程度の高齢者の皆さんが参加されています。この筋トレは、日常動作に着目し、週1回行うことで筋力の維持、週2回行うことで筋力の向上が見込まれるもので、住民が主体となり、自主的に毎週1回、公民館等を利用して開催し、地域で暮らし続けるのに必要な健康づくりや大切な仲間づくり、生きがいに効果があると考えております。

この筋力トレーニングにつきましては、住民主体で介護予防に取り組んでいただいている状況ではありますが、地域包括支援センターの職員が適宜会場を訪問し、町からの情報提供や参加者の皆さんからのご意見や情報を収集することにより、必要な支援を行っております。議員のおっしゃるような家に帰ってからのトレーニングにつきましては、あくまでも自主的、自発的な活動であることから、今後健康講座等により筋力トレーニングの有効性や家庭でも簡単にできるような運動の紹介を実施して、介護予防事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、カーブミラーの高さについてお答えいたします。昨年6月の月田議員の一般質問にお答えしましたとおり、カーブミラーの設置に係る標準的な仕様につきましては、一般社団法人全国道路標識・標示業協会が出版している道路反射鏡ハンドブックに、鏡面の高さは標準では地上高で2メートル

50センチと定められており、当町におきましても標準的にはこの仕様により施工しております。また、道路法に基づく政令である道路構造令には、交通安全を確保するために建築限界が定められており、歩道部でも地上から高さ2.5メートルまでは原則として構造物を設置することはできませんし、東京電力パワーグリッドが所管する電柱へは、地上から高さ3メートルの位置へ設置するよう指導されております。したがって、一律に高さを2.2メートルないしは2.5メートルとすることはできませんが、現地の状況によって利用者が見やすいように調整しつつ、設置しているところです。

議員がご指摘の文化センター周辺まちづくり事業地内のカーブミラーのミラー下高さですが、高さの基準は道路構造令の建築限界に記載があるように、道路上で車両や歩行者の交通を確保するため、高さ2.5メートルの範囲以内に障害となるようなものを置いてはならないと規定があるため、下限値2.5メートルの確保が必要となります。そのためカーブミラーを設置する際に下限値を確保しつつ、現地で見通し等を調整した結果、その場所や状況により適切な高さが変わっているため、全て一定の高さでないことをご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、道の駅東側の駐車場の管理についてお答えします。道の駅につきましては、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核とした活力ある地域づくりを行うための地域連携機能が、国土交通省の登録の3要件となっております。道の駅玉村宿の東駐車場においては、以前から長時間駐車が多く、道の駅のトイレ利用や休憩、地元製品の購入といった、本来の道の駅利用者が駐車できないとの相談やクレームがたびたび起きておりました。このため東駐車場の西側について、乗り合わせ等による長時間の駐車を防止するため、一部の区画について夜から朝にかけて制限し、道の駅棟がある北駐車場の駐車状況を見ながら開放することとしました。

その後、東駐車場の東側の駐車場にも長時間駐車が頻発し、さらに大型トラックが普通乗用車枠に駐車することもふえ、駐車制限を広げましたが、今まで長時間駐車していたレジャーや建設業者の乗り合わせ車両による長時間駐車が解消しつつあることが確認できましたので、指定管理者と協議し、8月23日に即日開放しました。今後も道の駅駐車場の利用状況を注視しながら、道の駅が適正に利用されるよう努めてまいります。

なお、コーンについては、美観上好ましくないのご意見もありますが、イベントや大型車の路肩駐車対策に適宜使用している状況ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、第1の質問、ピロリ菌についてお聞きします。

ピロリ菌検査というと、県内では高崎市で既に七、八年前から行っているということなのですが、その辺の確認はされていなかったか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 月田議員の質問にお答えいたします。

県内のピロリ菌の検査状況でございますが、ピロリ菌だけを単独で行っているところが太田市、それからピロリ菌と、あとペプシノゲン法という方法があるのですけれども、胃の萎縮性の胃炎を同定する検査なのですけれども、これを両方やっているところの市町村が高崎市を含めまして17市町村でございます。その17市町村のうち3市、高崎市と桐生市と安中市におかれましてはピロリ菌単独の検査もやっている。ということは、両方ともやっているという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 17市町村もやっているということは、半分くらいやっているということになると思うのですけれども、それ相当の効果を感じていると私は思うのです。

実は、私の知り合いで医者をやっているのがいるので、聞いたのですけれども、交付金が出ないのだよと言ったら、国よりよいことをするときには交付金など気にしないでやるのだと言っていました。まさしくそういうものだと思うのですが、その辺考えると、玉村町もバリウムと、私が言ったのはピロリ菌検査というか、そのペプシノゲンも入れた、含めた質問をしたつもりなのですけれども、玉村町はバリウムもやっていると、2つやっているということなのですが、バリウムの検査は非常に検査率、発見率が低いということで、やはり急いでほかの17市町と同等な、高崎市なんか見ると、若い子はピロリ菌だけ、若いうちにピロリ菌を取ると非常に発がん率が減ると。高齢になるとピロリ菌とペプシノゲンということで、胃の萎縮を調べているということなのですが、これは早目というか、至急17市町村のほうに加入したほうが、のほうに行ったほうが私はいいと思うのですが、その辺はどうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） まず、先ほどの町長の答弁にもありましたが、国のほうではこのピロリ菌の検査の方法を推奨しないということで、胃のレントゲンと、あと胃カメラですか、そちらのほうは推奨するというところで言っております。県のほうもそれにあわせて胃のレントゲンと胃カメラにつきましては推奨していますが、ピロリ菌の件につきましては推奨しないということになっております。国のほうの推奨しない理由なのですけれども、一応発見の関係の事実関係が検証されていないということが理由でございます。

それで、高崎市さんのほうなのですけれども、一応ピロリ菌を除菌した後の胃がん発生率とか死亡率とかも検証していないため、影響があるのかどうか不明だということのご回答をいただいておりますし、あとピロリ菌を除去した後も胃カメラ等で検診してくださいというのはどこでもお伝えしている状況があるというので、なかなかピロリ菌を検査項目に入れるというのは難しいかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ピロリ菌検査とか胃の萎縮性検査というのですけれども、検査すると幾ら費用は、1人1回当たり幾らかかるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ちょっと自治体によってお値段が違うのですけれども、1件当たり1,500円から2,700円ぐらいかかると見込まれております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうですか。私は500円か1,000円だという話を聞いていたのですけれども。

いずれにしろ、胃がんを減らすためにどうするかということが大事だと思うのです。私は、ピロリ菌は取ったのですけれども、こういう町の検診の中に、例えば胸部エコー検査というのが補助はないのですが、例年どおり書いてあります。受ける人の数が変わっていないということは、値段が高くなっても受けているということなので、こういうところにピロリ菌検査ないしはペプシノゲン検査というので私は入れてやってもらえば、すごく効果が出るなと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） こちらの検査を実費等で行うに当たっても、医師会のほうの理解も必要でございますし、玉村町だけ行うというのもなかなか難しゅうございまして、伊勢崎市の意向もあるかと思っておりますので、すぐすぐ行うというのは難しいかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） となると、もうピロリ菌検査やれないと。ならば、胃がんの発見をしっかりしなければいけないということなのです。

玉村町の胃がんの発見率というのはどのくらいになっているのですか。胃カメラをやったときに何%ぐらい発見できるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後4時13分休憩

午後4時14分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 済みません。率は出しておりますが、レントゲンにつきましては1名、それから胃カメラにつきましては3名が発見されております。去年度です。平成30年度です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうすると、1,000人で2人見つかっていないということですね。だって、全体は1,723で3名ということになれば、1,000人で2人見つからない。少なればいいのだけれども、本当にそんな少ないのかと私は非常に疑問を持ったのです。ある資料を見たら、1,000人で25人ぐらい探しているところもあるのです。それは医療機関によってです。となると、胃カメラでいくのならいいのだけれども、発見率を上げる努力というか、そういうのをしないと、検査してオーケーだったけれども、なってしまったという人もそれは当然出てくるので、その辺の今の発見率がいいかどうかということなのです。もっと上げなければいけないかと考えているかどうかをお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 発見率につきましては、医療機関等もありますので、その辺周知のほうをしていきたいかと思えます。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） これは、我々の仕事もそうなのですけれども、やっぱり力量というのは当然差が出てくるので、そういうのを上げる努力というのか、町は保険料を払うほうだから、払うほうなのですから、その辺の指示、指導というのはしっかりやってもらいたいと思えます。

次に、筋トレなのですけれども、以前よりはふえているということです。私がやっぱり気になっているのは、私も長寿会に入っていて筋トレとかストレッチをやっているのですけれども、週1回。やっぱりこれはもっとやったほうがいいかなということで、うちは大体75から上の人が多いのですけれども、毎週うち帰ってやってよと言うのですけれども、やってくれた人は誰もいないのです。なぜやらないかという、運動選手なんか言わなくてもやります。やっぱり年をとると、アスリートではないので、人よりうまくなりたいという気はないのです。そうするとやっぱりモチベーションが上がらないで、月田が言ったけれども、ではやっぱりやめようかということでやめているのですけれども、

やらないのですけれども。

私考えるのだが、筋トレ30分あります。ストレッチ20分。あれをうちで1人でやれというのと、それは非常に気が進まない。私は、楽しくて短くて効果がある筋トレとかストレッチのほうを考えてもらいたいなと、短くて。3分間クッキングではないけれども、5分間ストレッチとか筋トレというのを考えてやれば、私が一番気になるのは、筋トレはいいのだけれども、グラウンドゴルフなんかいっぱい行っています。ああいう人も何も運動しないですぐ始める。あれこそみんな集まって、5分でも10分でもやればすごくいいなと思う。特にグラウンドゴルフというのはいつも同じ方向で打っているわけですから、非常に体によくないのです。楽しいかもしれないけれども、健康に関しては、せっかくああいう人が集まってやるのならもったいないと思って、5分間運動というのを玉村町で考えてもらえれば、それで年配の人というのはやれという結構真面目にやるのです。若いのと違って。だから、町でつくった運動と言え、やれと言え、グラウンドゴルフなんかでもみんなやってくれて、よりいいのではないかと思うのですけれども、そういうことは研究できるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、一応筋トレの会場に来たときには行っていただきたいというのはもちろんなのですが、帰ってからはやはり自主的なところになりますので、なかなかやれというふうに強制するのは難しいかなと思います。それで、やはり楽しくないと人間長続きいたしませんので、筋トレ会場に来たときには楽しく行っていただくというだけでも大分効果があるとは思っていますので、その辺で理解していただければと思うのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） なぜ私がこういった質問をするかという、ある日テレビを見ていた。私はずっと見ていたわけではないのですが、そこで東京大学の医学部の先生が、やっぱりそういうストレッチとか筋トレを教えていると。でも、ちっともうちへ帰ってやってくれないということをしていました。実は、私が考えたというので、こういう運動があると言っていました。でも、私興味なかったから、そこから先見ていないのですけれども、やはりこれは一生懸命やっている人も疑問を持って感じているところなので、何とか玉村町も一生懸命筋力トレーニングをやっているところなので、その辺は考えてみようという回答をもらいたいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 筋トレの長さというのもある程度専門家が考えた長さだと思うのです。それなので、専門家に聞きまして、楽しくて簡単で短いものができるようでしたらば、提供がで

きるようでしたら頑張ってみたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。お願いいたします。

次に、カーブミラーの質問です。今町長から回答があつて、下限が2.5メートルとかいろいろ話があつたのですけれども、私は実はこのカーブミラーに関しての質問は3回目なのです。私、カーブミラーが好きなのではないのです。なぜ始めたかという、町の商工会の人がカーブミラーを拭いているという話を聞いたのです。いや、すばらしいなと思って、うちの火雷神社の近くにカーブミラーがあつて見にくかつたので、早速ペットボトルに水を入れて、スポンジを持って行つたのです。それで拭いたけれども、あれ、きれいにならないな。車用の洗剤がありまして、ぷつと吹きつけた。そして吹いたら、今度は逆に表面がおかしくなつてしまつて、すぐやめて、これはまずいなと逃げ帰つたというか、そういうことがあつたのですけれども、私もどういふのかなと、ネットなんかで調べても中性洗剤を使えとか書いてあるけれども、どうもよくないな。ミラーの後ろにメーカーが書いてあるのです。そのメーカーに電話して何社か聞いたのですけれども、これはもう寿命だと、新しいのに変えてくれという話が何社も来ました。しょうがないというのがあつたので、一番最後に電話したところが、実はいいのがあるのだと。強化ガラスを使えば30年たつても新品と変わらないのだということ。本当かなと思つた。そうしたら、東京都でも使っているし、群馬県では藤岡市と桐生市が使っているということだつた。私は、ではというので、藤岡市に行つてみました。そうしたら、藤岡市も平成に入つてからやっているのですけれども、非常にいいのです、藤岡市のミラーというのは。湾曲はないし、ぴかつとして、これは間違いないなということで一般質問して、すぐに町のほうでも強化ガラスに変えてもらったというのがあるのです。それでよかつたのですけれども、それと同時にうちの近くにもミラーをつけてもらったのです、言われたもので。いいなと思つて見たのですけれども、何か高さが高いのです。こんな高くていいのかなと思つて。それで、カーブミラー協会のハンドブックを探してみ、そうしたら2.5と書いてあつたと。うちの近くを見たらミラーが2.5。やっぱりミラーはちょっとおかしいのでは、ハンドブックがおかしいのではないかという話も感じたのですけれども、そんな経緯でやつていて、文化センターの西は家ができていないのにミラーだけついているのです。不思議なものですけれども。はかりに行つたら、2.5とか2.65とか8とかありまして、条件は全く変わらない。電柱があるわけではない。道も全く同じ。なぜやらないかなと、私は非常に疑問を持ったし、残念だつたということなのですけれども。具体的に町は業者にどういふ指示を出しているのか、お聞きしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

カーブミラーのほう、区のほうから、区長さんのほうからこちらの場所につけていただきたいとかという要望を今年度とりました。かなりの数まとまりましたので、3カ年ぐらいの計画で今現在そちらの区の要望のものはやっているわけですがけれども、こちら環境安全課のほうでつけるものに関しましては業者のほうには2.5メートルが基準ということで、そのように指示のほうをしております。ただ、そちらも2.5メートルというのは先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、道路、歩道上に関しましては交通安全対策ということで、道路構造令によって2.5メートル以上あけなさいという、そういったものもありますので、そちらを守るようにと。電柱につける場合には、東電のほうは3メートル以上あけてつけてくださいということが基準として東電のほうで持っております。なので、そういったものにつける場合には基準を守ってつけてくださいと。ただ、民地にまれにつけている場合があります。そちらは、そちらの土地の所有者の方にももちろん了解をとってなのですけれども、そちらの場所につける場合には民地の中ですから、そちらの構造令等による基準を守る必要はないわけですので、月田議員のおっしゃられるとおり、例えば2.2メートルぐらいになったりとかということも当然あります。ということで、こちらの環境安全課のほうが発注する場合には、そちら歩道上等につける場合には2.5メートルが基準ですよということをつけていただいています。文化センターのところのこちらの分譲地につきましては、都市建設課のほうで一括で発注していただいて、そちらに関しましても2.5メートルを基準ですよということは業者のほうにはお話ししてあるはずですので、そちら少しの高さの高低というのがどんな理由で発生したのかというのはちょっと私のほうでもわかりかねますけれども、一応業者はその都度まずは仮づけして、車に乗ってみて、高さのほうも見ながらつけているはずだと考えます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私、町の指示というのが2.5メートルを基準にやってくれと。状況によって臨機応変に対応してくれという指示だと思うのですが、私が業者とすれば、今の指示を受けると、だって考えてみると手を挙げれば2メートルです。そこから50センチ上げるといって、別にゲージを持ってはかる必要は全くない。この辺でいいのではないかとということで取りつけると思うのですが、そうではなくて、2.5メートルのゲージないしは棒を持ってちゃんと下限を決めなさいよと。それで、低過ぎれば上げなさいよと、もっと下ならば下げなさいよという指示を出さなければ、もし私が業者ならば、行ってそうつけてくると。ましてや、支柱が3.6メートルあるのです。埋めるために50センチかそこら掘ると高さが3メートルだと。そこにつければ、嫌でも2.5から七、八になるのです。別にはからなくてもいい。だから、そういうつけ方をしていけば、やっぱり2.5ではなくてもっといろんな数が出てくる思うのですが、やはり2.5メートルのちゃんとゲージをつくって、それで判断しなさいよという指示を出さなければ、しっかりした寸法は出ないと思うのです。走って

みて、高さがまちまちなのは事実なのです。だけれども、それがそれなりの理由があるかというところ、そういう感じはしない。運転するときはみんな同じ高さでみんな2.5でばっとそろえればすぐ運転もしやすいのだから、そういった指示を出すようにしないと、やっぱりいいものはできないと思うのですが、その辺はどう考えます。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 最初の指示の出し方でございますけれども、そちらに関しましては発注するときに必ず2.5メートルを基準としてつけるようにということは指示のほうはしております。また、担当もその都度完成した場合に現地のほうも確認はさせていただいています。ただ、申しわけないですけれども、その2.5メートルを確かになっているかというところよりかは、車に乗って、確かに左右が見れるかどうかというところを主体にももちろん確認のほうはしてきております。

仮に区長さんなり、ご近所の方から、ちょっとこの場所見づらいというようなことがお話であれば、担当すぐ行きまして、角度の調整ですとか、場合によっては2.5メートルを下限としまして高さの調整とかももちろん随時、逐一、なるべく早目に現在行っておりますので、もしもお気づきの点等が月田議員のほうからありましたら、環境安全課のほうまでお電話なりお話しただければ、現地のほうすぐ確認いたしまして、現状どういう高さでついているのか、見やすい、見づらい、そういった部分も含めまして確認のほうさせて、対処のほうはさせていただきたいと思っております。

また、カーブミラーの鏡面のお話も少しありましたけれども、令和元年からこちらに関しましては強化ガラス製としております。区長さんのほうから、ここの場所は見づらいとかというお話がありましたら、そちらの支柱のほうが健全な状態であれば、鏡面だけでも交換等もなるべく早目にしておりますので、そういったことで環境安全課のほうは今のところカーブミラーについては対処しているというような状況です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） カーブミラーを設置している業者は幾つあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 済みません。申しわけないですけれども、町内の業者に今のところ発注しておるのですけれども、ちょっと今私失念しておりますけれども、4つとか5つとか、どちらかといったら小規模な業者さんのほうにカーブミラーの設置のほうはお願いをしているような、地域のよく状況をわかっている業者さんにその場所、場所で、単価のほうは同一単価でやっておりますので、そういったことでやっていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番(月田 均君) 1社に頼んでいるのならば、そんなにばらつきはないと思いますけれども、4社も5社もあれば、皆さん担当もいろんな人がいますから、ばらつきが出てしまうと。だからこそ私が言っているのは、2.5メートルというゲージをつかって、棒をつかって、まずそれでやれと。それで判断して、上下を判断してくださいよという指示を出してもらいたい。だって、要するに仕事のさせ方だから。その仕事のさせ方が、私としては余り好ましくないと、よろしくないなと感じているところなのですけれども、その辺はどうなのですか。

◇議長(高橋茂樹君) 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長(高柳 功君) 工事の指示書はそのように出しておりますので、あとのもちろんゲージのほうも業者は持っておりますので、多分私その施工しているところを毎回監督しているわけではないので、実際そういったものを活用してやっているかどうかというところは、今确实なところは言えませんが、想像するに2.5メートルという基準を町のほうから示しておりますので、それに関してはまずは2.5メートルを基準で施工のほうはしていただいていると思っております。その中で例えば若干見づらい部分があるとか、そちらは施工している業者のほうで判断する部分ではありませんけれども、こちらのほうがいいのではないかとということであれば、下限を満足させた上で、業者のほうで若干の調整はしていると思います。

◇議長(高橋茂樹君) 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番(月田 均君) 議論がかみ合わないので、次の質問に行きます。

道の駅なのですけれども、すごく気になります。実際問題として、特に何が気になるかというと、看板が立っているのです。不法駐車お断り。警告ね。乗り合わせ、待ち合わせによる長時間駐車は、当施設ご利用の方も大変迷惑しており、もし不法駐車を発見した場合には相当金額を請求いたしますので、ご了承ください。24時間監視カメラ作動中、道の駅玉村宿駅長ということなのですが、実際問題として相当金額を請求したことがあるのですか。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長(齋藤 恭君) 現実のところ、今までは請求したという案件はないというふうに聞いております。

◇議長(高橋茂樹君) 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番(月田 均君) 法律上、道の駅にこういう時間とめてはいけないという法律があるのですか。なければ、もしとったとすれば裁判で負けるから、私聞きたいのですけれども。法律上、こういった

法令があるかどうかをお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 駐車場でございますので、駐車場をそこにとめていただく。そのこと自体に何か法令で問題があるかないかと言われれば、ないものというふうに認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） だから、とめても基本的に罰金は取れないと私は思いますけれども。

1つ気になる点なのですけれども、こういった看板を見た人がどういう気持ちになるかということなのです。私は非常によろしくない。そこまで書き過ぎるのは、やはりこれは好ましい姿ではないのですけれども、町のほうはこういう看板が出ていることに関してどういうふうに考えていたのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） まず、通常のお客様、道の駅をご利用いただく、休憩としてご利用いただく、その限りにおいてご利用いただく方につきましては当然その看板、何の意味もなかるるかというふうに私どもは思っています。一部、当初の道の駅としてのご利用の目的以外にとめていただく方々につきましては、何か心に残るものという形での表現ということになっているというふうに認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 乗りあわせで車を置く人は好ましくないということなのですが、そもそもこの道の駅の目的というのは、先ほど話が出ましたように、休憩場所、情報提供、地域連携機能という3つがあるということなのですが、町から見たときに休憩機能は意味ないですね、町の住民からすれば。町の住んでいる住民から見たときに、この道の駅をつくっての利点というのはどういうものがあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） まず、道の駅でございますので、まずその道路を使用している方々の休憩場所、まずこれもございます。そのほか、道の駅ということで直売所でありますとか、あるいはそういった施設があることによりまして雇用の場といったことも生まれてきております。そうした面で、玉村町というものをアピールする場所ということで現状のところは認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かにそういう目的がありますけれども、不法駐車がどこのナンバーかというのを調べてみたのです。そうすると、やはり毎日不法駐車なるものがとまっているのは四、五台はあると思いますけれども、ほとんど群馬と玉村町なのです。ほかのところはいっぱい、他県の車が道の駅の北の駐車場にあるのですけれども、東のほうには不法と思われる、何しろ注意のステッカーが張ってあるものを見ると、みんな群馬、玉村町、はっきり言えば群馬と高崎市、道の駅の近くの玉村町の人と高崎市の人なのです。そして、もし玉村町の人を使うとすれば、ある意味では非常にメリットがありますね。何かのときに使ってやる。だって、私が道の駅でうちの家族の利点を感じるのは、道の駅で弁当を買ってくるぐらいなこと、それ以外は野菜は自分の家でつくっているし、まして売っているわけでもないし。となると、町に住んでいる住民からすれば、道の駅のメリット、直接のメリットはそんなにないのです。野菜を出している人は非常にいいですよ。でも、それ以外の人はそんなにない。となれば、万が一のときに毎日四、五台の車が置いてあるとしても、それは使っているのは玉村町の人と思えば非常にいいこと、便利にしているということで、この辺は少し考えてもらって、目をつぶるとかいうことだって私はいいと思う。そうすれば、私がたまたま見ていたら知っている人が来て、こういう看板をつけられると、とめた後、帰りがけに何か買う気をなくすよねなんていう話をしていたのですけれども、そういう面でメリット、少し玉村町の住民に対してもメリットが出るようなことで考えれば、目をつぶると。県外の車なんかあったときは、それはステッカーを張ってもいいのだけれども。よくないか。いずれにしろ、高崎市の人も相当とめているのだけれども、いわゆる道の駅の近辺の三、四キロの人が使ってもいいのではないかと私は思う。それを後で何か物を買ってもらったりなんかすることもあるのだから、私とすれば不法駐車で訴えるとかお金取るというのではなくて、長時間とめる人は東のほうへとめてくれと。帰りがけに何か物を買ってくれというような看板に変えたほうが絶対いいと思うのです。それはできないのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 町長の答弁にもございましたけれども、当初道の駅の駐車場、こちら27年にオープンしたわけでありましてけれども、28年度ころから今申し上げましたようなレジャー、あるいは待ち合わせ場所、仕事をする方々の集合場所ということでとめられてきているという実情がございました。その当時でありますと、29年度等につきましては道の駅の建物の北側の駐車場、さらには建物の東側、50台ほどはとめられる場所がありますけれども、そちらの中おおよそとめられる場所というのが二、三台しかないような、お客様でない方々でいっぱいになっていたという実情がございまして。そうしたことから、これはもう当然道の駅をご利用いただいている方々であれば問題ないわけでありましてけれども、そうでない方々の駐車スペースとして利用されてしまっているという、そういう実情があったがために、現状そういった看板でありますとか、駐車制限といったものを実施させていただいたと、そのような経緯がございまして。

町長の答弁にもございましたけれども、現状そうした集合場所として利用していただいている方、あるいはレジャーの集合場所として利用していただいている方、そうした車両につきましてはこれまでの取り組みの結果、ある程度こういう言葉はちょっと悪いかもしれませんが、ご遠慮いただいているという状況が確認をできたところでございます。そうしたことから、現状はどこにでもとめていただいても結構ですというような形で制限は設けておりません。ただ、これは最近の傾向といたしますと、東側の駐車場の南側通路、こちらの通路の、ですから駐車スペース以外の場所、こちらに車両をとめていく方、中にはトラックが多いわけですが、そちらで休憩をしているということも見受けられますので、そちらにはガードレール等実際にはございませんので、落ちないようにという形でコーン等を置いて注意を喚起していると、このような状況で現在は運営をしているという、そんな状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 先ほどとめる場所がないという話がありましたけれども、それは道の駅の北側も大体60台ぐらいとまりますね。東側は100台ぐらい、全部で160台ぐらいの駐車スペースがあるのですが、160台もとまっていたのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 申し上げましたのは、建物の北60台ぐらい、それから建物の東、すぐ東に50台ほどとめられます。ここがまずいっぱいになっていたということでございます。その東側、今現状ですとテスラの充電器ありますけれども、そちらについてはある程度とめられるような状態にはなっておりました。ただ、一般のお客様からいたしますと、その現状テスラが充電設備があるところにしかとめる場所がないと。このようなことで苦情等もいただいていたということもございまして、これまで駐車をする場所の制限ということで取り組みを行っていたという、そのような経緯でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかるのですけれども、ただまだ駐車スペースは50台ぐらいありますね、さらに東側、当時も。とめられないというときも50台ぐらいはあった。となれば、あそこまで看板を立てる必要はないと思うのです。道の駅の販売量からすれば、玉村宿は駐車場は多いですね、面積、台数は多いと思うのです、ほかの道の駅と比べれば。だから、今の状態はもう駐車禁止はやめているということなので、それは非常にいいと思うのですけれども、やはりもう少し東側に誘導するような看板だとか、検討してもらって、何せ違法で取り締まりだとか、お金を取るだとか、そういった看板に関してはやっぱりこれは再検討してもらいたい。町としてもよろしくないと思うのですが、どうな

のですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 一応先ほどから申し上げておりますように、道の駅を利用している方、あるいは道の駅、その店舗等利用いただける方、こういった方々に対しましては当然何ら気になさらない部分であろうかというふうにも認識しております。これまでも多くの方々にご利用いただいた中で、昨年度ですと、また前年度に比べましてもプラスというような売り上げ、あるいは来場者の方の数字も出ております。そうした中で、これまでどおりご利用いただいている方につきましては気になさらずにお越しいただいているというふうなことで私どもは認識をしております。なお、9月、これまでも人数大変多く来ていただいておりますので、28日の日だったと思いますけれども、200万人ご来場ということで記念のイベントもございますので、月田議員におかれましてもまたお越しいただいて、道の駅、ご利用いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 最後なのですけれども、なかなか私の意図が通じていないわけではないのですけれども、期待する回答が出ていない。ただ、この道の駅に関しては後日別な議員が厳しい質問をするので、私の聞いたかったことにちゃんといい回答を期待して、終わりたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 済みません。先ほどカーブミラーの取りつける業者の関係で回答しましたが、誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

平成30年度には単価契約で8社の業者、町内の8社の業者に施工のほうをお願いしておりました。今年度になりましてからは、数のほうが区長さんのほうからまとめて上がりましたので、数の把握ができましたので、1社の業者のほうにまとめて発注のほうをしております。

以上です。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月4日水曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 4 7 分散会